

第3章

国益と世界全体の利益を 増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	144
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模課題への取組）	189
第3節	経済外交	212
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	239

第1節

日本と国際社会の 平和と安定に向けた取組

1 安全保障に関する取組

(1) 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している。国際社会のパワーバランスの変化は加速化・複雑化し、既存の秩序をめぐる不確実性は増大しており、こうした中、自らに有利な国際秩序の形成や影響力の拡大を目指した国家間の競争が顕在化している。さらに、国際社会においては、一国のみでの対応が困難な安全保障上の課題が広範化・多様化している。宇宙領域やサイバー領域に関しては、国際的なルールや規範作りが安全保障上の課題となっている。海洋においては、既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づいて自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が見られ、公海における自由が不当に侵害される状況が生じている。また、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散や深刻化する国際テロは、引き続き国際社会にとっての重大な課題である。こうした中、日本の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。

このような安全保障環境等にかんがみれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。日本の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、日

本がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。今後とも、日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、日本の安全及び地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。

(2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固としたものにしていくためのものである。また、これにより、日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより一層の貢献が可能となった。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国連を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献する法律であることの何よりの証である。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然としてかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、首脳間の強力な信頼関係の下で日米同盟がかつてなく強固である中、ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化しており、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場の移設や在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等への国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携

して取り組んできている。

(2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

ア「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の下での取組

2015年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表したガイドラインは、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したものである。同ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を実施してきている。2017年8月に開催された「2+2」において日米の4閣僚は、両国の各々の役割、任務及び能力の見直しを通じたものを含め、同盟の更なる強化のための方策の特定を進めていくことで一致するとともに、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じた日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。また、2018年2月にミリー米国陸軍参謀総長、4月にハリス米国太平洋軍司令官、6月にマティス米国国防長官及びデービッドソン米国インド太平洋軍司令官、8月にネラー米国海兵隊司令官が訪日するなど、ハイレベルの人的交流が活発に行われている。加えて、3月及び10月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途について率直な意見交換を行った。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックIIA）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、2017年には陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入を決定するなど、BMDシステムの着実な整備に努めており、いかなる事態においても北朝鮮による弾道ミサイルの脅威から

国民の生命・財産を守るべく、万全の態勢をとっている。

ウ サイバー

日米両国は、7月に第6回日米サイバー対話を米国・ワシントンDCにて開催した。日米両国の政府横断的な取組の必要性を踏まえ、2017年7月に開催された第5回対話等のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、両国におけるサイバー政策、国際場裏における協力、能力構築支援等、サイバーに関する日米協力について幅広い議論を行った。

エ 宇宙

日米両国は、7月の包括的宇宙対話や安全保障分野における宇宙協議などにおいて、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報等の相互提供、ホステッド・ペイロード（人工衛星へのミッション器材の相乗り）協力の具体的検討等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めていく。10月には米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習「シュリーバー演習」に初参加した。

オ 3か国間協力

日米両国は、インド太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、インド又は韓国との3か国間協力を着実に推進してきている。6月及び11月の日米首脳会談等においても、これらの国々との3か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、インド太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。また、11月に初の日米印首脳会合が行われ、3か国の協力がインド太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要な意義を有することを確認し、特に海洋安全保障や地域連結性強化の分野において、協力を強化していくことで一致した。

カ 情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。こうした観点から、日米両国は、情報保全に係る協力を強化すべく、引き続き協議を行っている。

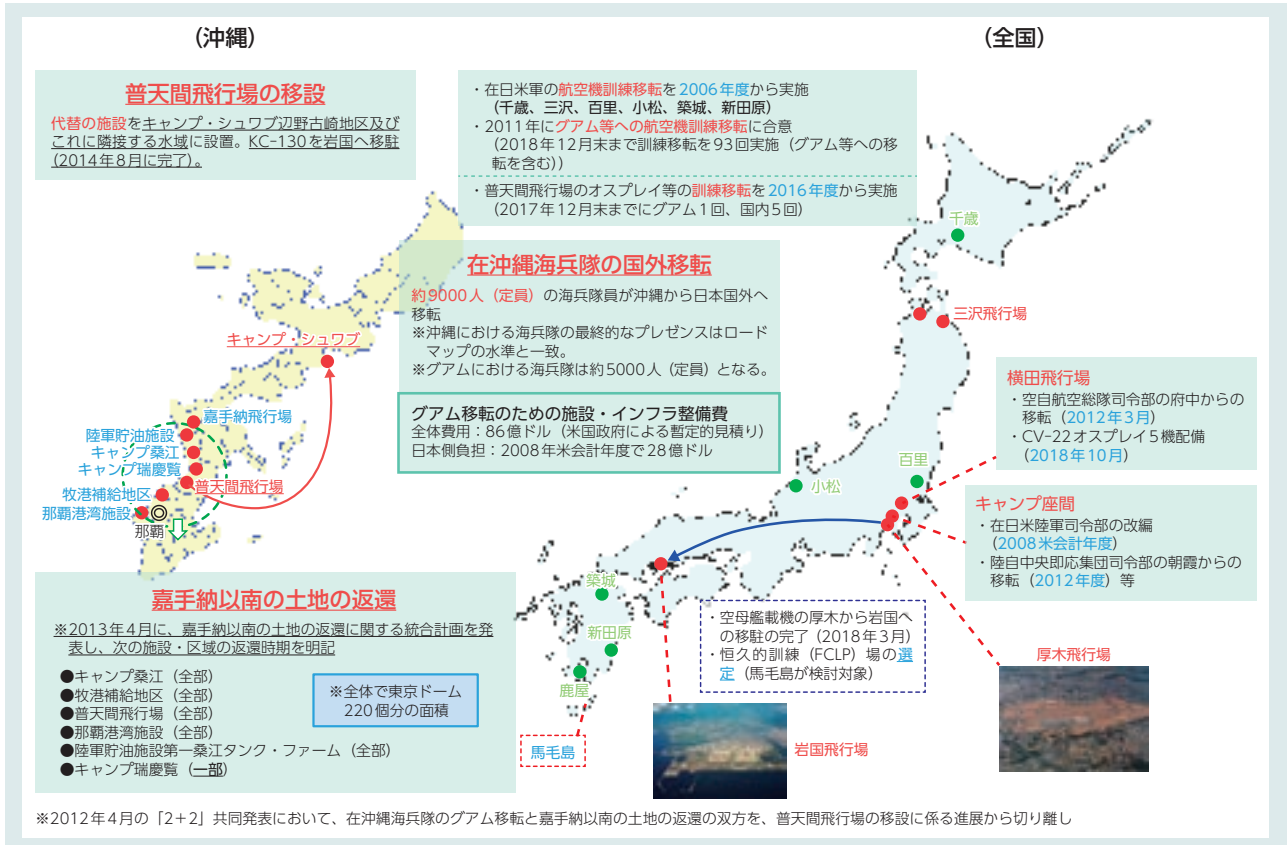
キ 海洋安全保障

日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとり解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。また、日米両国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、インド太平洋地域諸国で様々なプロジェクトや協力を実施している。

(3) 在日米軍再編

2017年2月の日米共同声明において、日米両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ^{への}辺野古^の崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを首脳レベルの文書で初めて確認した。また、2017年8月の「2+2」共同発表、2017年11月の日米首脳ワーキングランチ及び日米首脳会談や2018年4月の日米首脳会談において、日米両国は、在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力の維持を目的とした既存の取決めを実施することについてのコミットメントを再確認した。在沖縄海兵隊約9,000人のグアム等国外への移転（グアム移転は2020年代前半に開始）や、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納^{かてな}以南の土地返還等についても、引き続き、着実に計画を実施すべく日米間で緊密に連携していく。

米軍再編の全体像



2017年12月に北部訓練場の過半(約4,000ヘクタール)、2018年3月にはキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区(約51ヘクタール)の引渡しが行われたほか、2017年7月には普天間飛行場の東側沿いの土地(約4ヘクタール)、2018年3月には、牧港補給地区の国道58号線沿いの土地(約3ヘクタール)の返還が実現した。この返還に伴い、沖縄南部地域の大動脈である国道58号線が拡幅されれば、地域住民の日常生活の妨げとなっている交通渋滞を緩和し、多くの県民の生活環境の改善に資することになる。

また、2017年8月に開始された、2006年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」に基づく厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐について、2018年3月に全ての航空機部隊の移駐が完了した。この移駐により、人口密集地に所在している厚木飛行場周辺の住民が長い間負ってきた騒音等の負担が軽減することになる。さらに、同ロードマップに基づく、普天間飛行場の緊急時における航空機の受入れ機能の新田原基地及び築城基地への移転に

関し、2018年10月には機能移転に必要な施設整備について合意した。

2018年3月には、沖縄県の20人の高校生・大学生等を米国に派遣する第1回「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムを実施した。このプログラムは、沖縄の若者が同盟国・米国のありのままの姿、国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、現地の要人・若者らと英語で交流することを通じ相互理解の増進を図ることを目的としたものである。

政府としては、早期の辺野古への移設と普天間飛行場の返還を含む在日米軍再編を着実に進め、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

(4) 在日米軍駐留経費負担(HNS)

日本を取り巻く安全保障環境が格段に速いス

ピードで厳しさと不確実性を増している中、日本は、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の賃料、提供施設の整備（FIP）費等を負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍等労働者の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日本政府は、日米地位協定及び2016年4月1日に発効した特別協定に基づき、2016年度から2020年度まで在日米軍駐留経費負担（HNS）を負担することとなっている。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、2018年4月の日米首脳会談を始め、累次の機会に日米間で確認してきている。日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、2015年に締結された日米地位協定の環境補足協定、2017年に締結された日米地位協定の軍属補足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題等の在日米軍の駐留に関する様々な具体的な問題について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発ほっばつに伴い、同月の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮

国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官ほか3人が常駐しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。

朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍には、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化等に伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を重層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。また、日本は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るまでの地域を一体として捉え、インド太平洋の自由で開かれた海洋秩序を確保することにより、この広大な地域全体の安定と繁栄を促進するとの観点から、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて取り組んでいる。

日本は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するとともに、米国以外にも様々な国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。ASEAN諸国との間では、巡視船の供与等を通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシア等の海上安保能力向上に向けた支援を継続して実施している。インドとの間では、10月のモディ・インド首相訪日の際に

発出された日印ビジョンステートメントの中で両首脳が、「自由で開かれたインド太平洋」に向けて協働していくという揺るぎない決意を述べるとともに、首脳会談において、物品役務相互提供協定（ACSA）の正式交渉を開始することで一致した。オーストラリアと、10月の第8回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、地域の安定とは繁栄に積極的に貢献する意思と能力を有する日本とオーストラリアが、安全保障・防衛協力を一層強化していくことで一致した。また、11月の首脳会談において、両国が「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンを共有していることを確認し、地域の安定と繁栄のために連携していくことで一致した。英国とは、2019年1月の日英首脳会談で、日英安保協力は大きく進展し新たな幕開けを迎えており、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け協力を更に具体化させていくことで一致した。フランスとは、7月にACSAに署名し、10月の日仏首脳会談において、防衛協力の基盤となるACSAの署名を歓迎しつつ、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日仏間の具体的協力を更に積み重ねていくことで一致した。カナダとは、4月にACSAに署名したほか、11月の日加首脳会談において安保防衛協力を含む日加間の戦略的関係を深めていくことで一致し、12月には4回目となる次官級「2+2」対話を開催した。韓国とは、北朝鮮問題についての連携が重要であるとの認識の下、日韓首脳会談（2月、5月及び9月）、日韓外相会談（3月、4月、6月、7月、8月及び9月（2回））、日米韓外相会合（1月、6月及び7月）等を行い、日韓・日米韓で緊密に連携していくことを確認している。

このような二国間の協力関係強化に加え、日本は、日米印首脳会合（11月）、日米韓外相会合（1月、6月及び7月）、日米豪閣僚級戦略対話（8月）、日米豪印協議（6月及び11月）等を通じて様々な枠組みでの協力の推進を通じ、地域の平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

また、日本を取り巻く安全保障環境の安定の

ためには、中国やロシアとの間の信頼関係の増進も重要である。日中関係は、最も重要な二国間関係の一つであり、「戦略的互惠関係」の下、大局的な観点から友好協力関係の安定的な発展に努めている。中国の軍事的動向は日本にとって極めて重大な関心事項であることから、日中安保対話等の安保分野の対話や交流のチャンネルの重層的な構築に努めており、政策面での意思疎通を図るとともに、透明性向上を働きかけている。相互理解及び相互信頼の増進や不測の衝突の回避という面では、5月に署名された日中防衛当局間の海空連絡メカニズムは大きな意義を有している。同時に、首脳、外相等のハイレベルの対話も通じ、相互信頼関係の増進に努めている。日露関係については、2018年には首脳会談及び外相会談を4回ずつ行うなど、様々なレベルでの政治対話を積み重ねながら、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいる。安全保障分野では、7月に日露「2+2」及び安全保障協議を実施した。また、10月には河野統合幕僚長が訪露するなどして、防衛・安全保障に関する率直な意見交換を行っている。

さらに、外務・防衛当局間（PM）協議については、イスラエル（10月）との間で初めて協議を開催したほか、パキスタンとの間で4月に第6回目の協議を、タイとの間で9月に第14回目の協議を、フランスとの間では12月に21回目となる協議をそれぞれ実施した。また、安全保障対話をカタル（3月、第3回）及び韓国（3月、第11回）との間で実施したほか、安全保障協議をトルコ（1月）及びウクライナ（10月）との間で初めて開催した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要な安全保障対話の枠組

みであり、また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも重要なフォーラムであるARFについては、8月に25回目となるARF閣僚会合が開催され、北朝鮮問題、南シナ海問題などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行った。また、日本がマレーシア及びシンガポールと共に立ち上げたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合に関し、日本の提案を含む手続的事項及び信頼醸成措置(CBMs)案が採択された。また、日本は、これまで2度にわたり海上安全保障ISMの共同議長国を務めるなど、積極的な貢献を行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議(トラック1)のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み(トラック1.5)も活用している。アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)(シンガポール)といった会合に参加しているほか、10月のマナーマ対話(バーレーン)及び2019年2月のミュンヘン安全保障会議(ドイツ)には河野外務大臣が出席するなど、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動(国連PKO)

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者の間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2018年10月末時点で、14の国連PKOミッ

ションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は10万人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(PKO法)に基づき、1992年以来、計27の国連PKOミッションなどに延べ約1万2,500人の要員を派遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊を派遣してきた。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、道路などのインフラ整備や給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施し、2017年5月をもって活動を終了した。一方、UNMISS司令部においては現在も4名の自衛官が活躍しており、日本は今後も様々な形で、南スーダンの平和と安定に貢献していく。日本は、今後とも、「積極的平和主義」の旗の下、これまでのPKO活動の実績の上に立ち、日本の強みを活かして能力構築支援の強化、部隊及び個人派遣など、国際平和協力分野においてより一層積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、開発協力大綱においても重点課題の一つとして位置付けている。

また、人道危機への対応においても、人道支援と開発協力の連携に、平和構築を組み合わせることが効果的である。紛争発生後の対応のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発予防にも重点を置き、平時からの国造り、社会安定化といった、紛争の根本原因への対処を抜本的に強化することが重要であり、日本は、このような「人道と開発と平和の連携」の考え方を重視し、特に以下の国、地域において平和構築支援を進めている。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支援を実施しており、例えば、紛争の影響を受けているシリア及び周辺国、イエメン、アフガニスタン等に対し、国際機関とも連携し、食料援助や難民支援等を実施しているほか、国造りを担う人材の育成を支援している。2018年には、アフガニスタンから、同国の復興のため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官等を25人受け入れた。シリアからは、シリア危機によって就学機会を奪われた若者に教育の機会を提供するため、29人を留学生として受け入れた。また、2月には、アフガニスタンにおける選挙を公正かつ平和裏に実施するための支援を決定した。

また、人道と開発の連携の観点から、例えばヨルダンでは、シリア難民が居住するザアタリ難民キャンプにおいて、電力分野の技術指導等を通じて、就業を支援するとともに、技術指導を受けた人材による近隣シェルター（避難所）の電力設備のメンテナンス等を通じて、キャンプ内の生活環境改善に貢献した。

b アフリカ

日本は、2016年8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において優先分野とされた「繁栄の共有のための社会安定化促進」に関する支援を推進するなど、アフリカにおける平和と安定の実現に向けた基礎作りに貢献してきた。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ8か国の警察官、検察官及び判事等に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、2018年夏のジンバブエ総選挙（大統領、上下院及び地方選挙）に向けた有権者登録等を支援するなど、公正な選挙の実施を通じた平和の定着に貢献した。さらに、頻発するテロや越境犯罪等に対する治安維持能力の向上のため、2018年には、ブルキナファ

ソ、マリ等に対し、治安対策機材の供与を決定した。

2018年には、コートジボワールの反政府軍旧戦闘員を再雇用する消防等災害緊急支援センターにおいて能力向上・施設整備支援を実施したほか、中央アフリカ共和国では、帰還民、元武装勢力戦闘員を対象に含む職業訓練、生計向上支援等を行うなど、内戦後の国々の平和、治安、和解促進に貢献している。

日本は、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターを支援しており、2008年から2018年までに計13か国のセンターに総額5,200万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

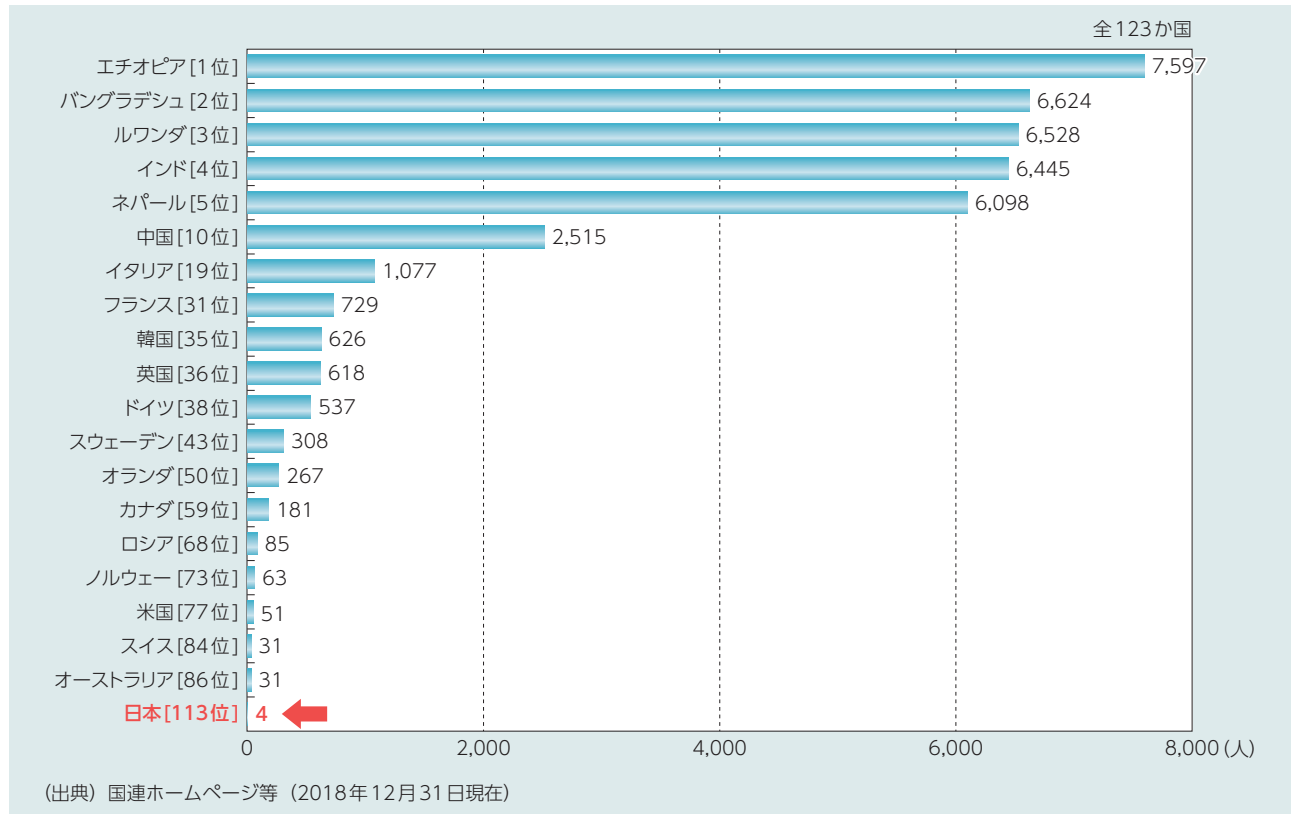
イ 国連における取組（平和構築）

地域紛争や内戦は終結後に再燃することが多いため、事後に適切な支援を行うことが極めて重要であるとの認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的として「平和構築委員会（PBC）」が設立された。PBCは議題国¹における優先課題の特定や平和構築戦略の策定に関する議論を行っており、日本は設立時から組織委員会のメンバーを務め、PBCの活動に貢献してきた。

2016年4月に採択されたPBCを含む国連平和構築アーキテクチャー・レビュー（制度の再確認）に関する総会決議（A/RES/70/262）及び安保理決議第2282号は、PBCの効率性・柔軟性の向上、PBCと国連安保理やその他機関との連携の強化等を推奨した。同総会決議に基づき、2018年2月、事務総長は平和構築及び平和の持続に関する事務総長報告書（A/72/707-S/2018/43）を発出し、平和構築のための資金調達強化、PBCの活動及び政策の一貫性の向上、国連のリーダーシップ・説明責任及び能力の強化並びに国際機関や市民社会とのパートナーシップの強化等を目的とした様々な提案を行った。

¹ ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリアの5か国

国連ミッションへの軍事要員・警察要員・司令部要員の派遣状況



同報告書を踏まえ4月に開催された平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合では、日本は平和構築分野における事務総長の取組を支持すると表明した。また、同会合では、事務総長に対し、提案に関する中間報告書の国連総会第73回会期中の提出を要請することを含む総会決議 (A/72/276) が採択された (同内容の安保理決議第2413号も採択)。

日本は、2006年に設立された平和構築基金 (PBF) に創設以来積極的に貢献しており、2016年9月、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指すことを表明するなど、現在までに総額5,050万米ドル (2018年には200万米ドル) の拠出を実施し、第6位の主要ドナー国となっている (2018年12月現在)。

ウ 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課

題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できる文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2018年度末までに育成した人材は約750人に上る。事業修了生は、南スーダンやアフガニスタンなど世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2018年度事業では、若手人材向けの研修コース、平和構築・開発分野での経験を持つ中堅層の実務家を対象とする研修コースに加え、同分野で活用できる一定の実務経験を有する者に対して新たに国際機関での経歴形成を支援するコースを追加実施した。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきており、2015年から2018年にかけて、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明したアフリカの8か国211人の施設要員に対し、自衛官等延べ125人を教官として派遣し、重機操作の訓練を実施している (国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト)



「国連PKO支援部隊早期展開プロジェクト（RDEC）・アジア及び同周辺地域」 試行訓練

(RDEC))。グテーレス国連事務総長は、2018年8月に訪日した際、本プロジェクトでの日本の支援を高く評価したほか、同年9月PKOのための行動（Action for Peacekeeping : A4P）に関するハイレベル会合において、本プロジェクトがPKO要員の能力向上という喫緊の課題への革新的アプローチであると発言している。また、プロジェクトの対象をアジア及び同周辺地域へ拡大することとなり、11月から12月にかけてベトナムで試行訓練を行った。さらに、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

また、日本は、国連PKOミッション等において紛争に関連した性的暴力の防止・対応に取り組む女性保護アドバイザーの能力向上のための訓練コースを日本で国連と共催するなどしている。

(3) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ及び暴力的過激主義対策

イラク及びシリアにおける「イラクとレバントのイスラム国（ISIL）」掃討作戦の結果、ISILの支配領域は縮小したものの、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員（FTF）の母国への帰還や第三国への移動により、テロ及び暴力的過激主義の脅威はアジアも含め世界中に拡散している。2018年5月には、スラバヤ市（インドネシア）の教会に対する爆弾テロ事件が発生し、犯人6人を含む13人以上が死亡、40人以

上を負傷し、ISILが犯行声明を発出した。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の中で、①国際刑事警察機構（インターポール）のデータベースや乗客予約記録（PNR）の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた寛容の促進及び③開発途上国への能力構築支援の重要性を掲げ、2018年のG7シャルルボワ・サミットでも、テロに対抗するためにG7が引き続き協働することが確認された。①については、ISIL支配地域から母国へ帰還・第三国へ移動するFTF対策として、航空会社が保有する事前旅客情報（API）、PNR及び生体データを活用することを含むものであるが、2017年12月には国連安保理においてこれらの情報の活用や共有について一部義務化する決議第2396号が採択された。日本も共同提案国として同決議の採択に貢献した。②のテロの根本原因である暴力的過激主義対策においては、異なる価値を排除せず、これを受け入れる寛容な社会の構築が重要との観点から、日本は異文化間・異宗教間の対話促進、また、女性・若者のエンパワーメント（能力・地位の向上）を通じたコミュニティ支援などを重点的に実施している。

③については、日本のテロ対策支援では、特にアジアを重視しており、総合的なテロ対策の強化策として、2016年、日・ASEAN首脳会議において今後3年間で450億円の支援、2,000人規模の人材育成を行っていくことを発表した。日本はこの2年間で既に目標を大きく上回る800億円規模の支援及び約2,600人のテロ対策人材の育成を達成した。具体的事例として、2018年にインドネシアで開催された「第18回アジア競技大会」のテロ対策強化のため、同大会のメインスタジアムに対し日本製のテロ対策機材（顔認証システム等）を供与し、さらに9月には、顔認証等の生体データ活用促進を図るため、同機材を利用してASEAN諸国の実務者を対象としたワークショップを実施した。

また、15年間にわたり継続して行っている取組としては、イスラム学校の教師を招へいし、宗教間の対話、日本の文化や教育の現場の視察等を行う交流事業がある。異なる価値を受け入れる寛容な社会・穏健主義拡大への貢献として、今後もこうした取組を続けていく。

国際機関を通じたテロ対策も実施しており、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や「コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」などの国際機関や基金に約6,600万米ドル拠出し（2017年度補正予算）、これらの機関によるテロ及び暴力的過激主義対策の個別プロジェクトを支援している。

このほか、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化等を確認するために実施している二国間テロ対策協議は、2018年は英国、チュニジア、ロシア、中国及びトルコとの間で実施した。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協力してテロ対策を推進するとともに、テロ対策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、2015年12月、国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）を設置し、政府一体となった情報収集を官邸の司令塔の下に行ってきた。シリアで3年以上にわたり拘束されていた邦人が2018年10月に無事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対応に努めた結果であった。海外における邦人の安全確保という重要な責務を全うするため、領事局とCTU-Jとが互いの役割を理解し、両者が緊密に連携してきたことの意義も大きい。今回の経験をふまえ、今後ともCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テロ対策及び海外における邦人の安全確保に万全を期していく。

イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）及び犯罪防止刑事司法委員会は犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成を担っている。2020年4月には京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議（「京都コングレス」）（巻頭特集「2019～2020年を見据えて」

11ページ参照）が開催されることから、関係各国、機関、省庁等と連携し、開催準備を進めている。また、京都コングレスでは、全体テーマ「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」の下で、犯罪防止・刑事司法分野の対策や国際協力の在り方に関する政治宣言を採択する予定であることから、同宣言に盛り込むべき内容等について議論を進めている。

また、UNODCへの資金拠出や日・ASEAN統合基金（JAIF）からの資金拠出を通じて、東南アジア諸国の法執行機関の訴追能力向上やサイバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は2017年7月、テロを含む国際的な組織犯罪を一層効果的に防止し、これと戦うための協力を促進する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結し、同条約に基づく捜査共助等による国際協力を推進している。

ロ 腐敗対策

日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗行為に対処するための措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締約国として、締約国会議等において、腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強化に向けた議論に積極的に参加している。また、日本は従来、UNODCへの拠出を通じて、開発途上国の腐敗対策当局による捜査・訴追能力の強化を目的とした研修などを実施している。2018年は、各締約国におけるUNCACの実施状況を検証するUNCAC実施レビューメカニズム（評価の仕組み）の運営などを支援するため、UNODCに約12万米ドルを拠出した。

G20の枠組みでは、日本は、次期G20議長国として腐敗対策作業部会の活動に積極的に参加し、国有企業の清廉性向上に関するハイレベル原則などの策定に貢献した。

経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」の各締約国による履行状

コラム

アフガニスタン産麻薬との戦い

～日本・ロシア・国連と共に麻薬探知犬チームを立ち上げる～

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）事業局欧州・西中央アジア地域課プログラム調整官 保坂英輝

アフガニスタンでは、悪化する治安と貧困を背景に、違法な麻薬原料（ケシ）の生産が拡大しています。ケシは世界中で乱用されるアヘンやヘロインの原料となるもので、現在、違法なケシのおよそ9割はアフガニスタンで生産されているともいわれます。麻薬問題への対処はアフガニスタンとその周辺地域の安定にとって大きな課題の一つであり、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、国際社会と協力しながら、ケシ栽培の実態調査、麻薬取締機関の能力強化、刑事司法制度の改善、代替作物の開発、薬物依存の予防と治療、依存者の社会復帰支援などを行ってきました。

そういった活動の一つとして、UNODCは、日本・ロシアと連携し、2012年9月から「ドモジェドヴォ・プロジェクト」を実施しています。これは、日本の拠出金を基に、アフガニスタンと中央アジア5か国の麻薬警察の捜査官をモスクワ郊外のドモジェドヴォに招へいし、ロシア内務省の職業訓練学校である「ドモジェドヴォ訓練センター」で研修を行うというプロジェクトです。日本は、予算面での負担だけではなく、毎回の研修に厚生労働省麻薬取締部の専門家を派遣するという形で、顔の見える支援を行っています。



「ドモジェドヴォ・プロジェクト」は、アフガニスタン及び中央アジア諸国政府とも協力して、過去7年間で195人の捜査官を訓練し、各国の捜査活動の強化に貢献してきました。これは、日本・ロシア・国連の三者が連携し、アフガニスタンと周辺地域における麻薬違法取引対策を支援するというユニークな協力のフォーマットで、2016年国連麻薬特別総会の成果文書に謳われた、国際社会の「共有された責任」（Shared Responsibility）を果たすための試みの一環であるといってもよいでしょう。

2018年10月、この「三者協力」の更なる発展として、アフガニスタン政府の支持の下、アフガニスタン内務省に麻薬探知犬チームを創設するプロジェクトが発足しました。麻薬探知犬は、薬物の密輸と違法取引を取り締まるための強力なアシスタントとして、日本を始め世界各国の警察や税関当局で採用されています。アフガニスタンにおいてはこれが初の試みとなりますが、ロシアが有する探知犬とハンドラー育成のノウハウ、日本の拠出金と技術支援を有効にいかし、段階を踏みながら、チームの育成に取り組んでいきます。その第一歩として、2018年10月、将来のチームの中核となるマネジャー・主要ハンドラー等に対する1か月の研修がロシア南部のロストフ・ナ・ドヌーで行われました。



2018年11月には、ウィーンにて日本・ロシア・アフガニスタン・UNODCの代表者が、これまでの協力の成果や麻薬犬プロジェクトの立上げを踏まえ、今後の更なる協力を確認する共同文書に署名しました。今後もこの四者の持ち味をいかした協力が続いていくことが期待されます。

* 本稿の文責は筆者にあり、本文の記述は、国連及び日本外務省の立場を必ずしも表していないことを申し添えます。

況の検証を通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本はアジア開発銀行（ADB）とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援しており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

エ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）が、各国が実施すべき国際基準を策定し、その履行状況について相互審査を行っている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。近年、FATFは、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明を発出している。

さらに、日本は、マネーロンダリングやテロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、イランやASEAN諸国等に対して法整備支援等の能力構築支援を行っている。

オ 人身取引対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化するとともに、開発途上国への支援も積極的に実施している。例えば、2018年、JICAを通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身取引対策（特に、予防、被害者保護・自立支援）に関する取組の相互理解及びより効果的な地域連携の促進を目的とする研修事業等を新たに開始した。国際機関との連携としては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じて2018年も継続して、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国支援及び帰国後に再度被害に遭うことを防ぐための社会復帰支援事業を行うとともに、UNODCが実施する東南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行

当局に対する研修などを実施した。

また、日本は、人身取引議定書の締約国として、人身取引撲滅に向けた諸外国との連携を一層深化させている。

カ 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、アジア太平洋地域における覚醒剤や危険ドラッグなどの合成薬物の調査・分析、空港や港湾での取締当局の貨物検査能力の向上支援を行い、国境を越えて拡散する不正薬物対策に取り組んでいる。また、世界最大の違法ケシ栽培地であるアフガニスタンに関しては、国境管理の強化や代替作物開発の促進及び周辺国と合同の麻薬取締官の能力強化のために、UNODCに対して500万米ドルを拠出している。また、2018年3月に開かれた第61会期国連麻薬委員会（CND）では、ロシア、中央アジア諸国、UNODCと共に、西・中央アジアにおける麻薬対策のための法執行機関の能力強化に係るサイドイベントを開催し、日本、ロシア、UNODCが連携して実施している「ドモジエドヴォ・プロジェクト」（コラム「アフガニスタン産麻薬との戦い ～日本・ロシア・国連と共に麻薬探知犬チームを立ち上げる～」155ページ参照）を始めとした当該地域への日本の積極的な支援をアピールした。

(4) 海洋

日本は、海上貿易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、「自由で開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。日本にとって、航行・上空飛行の自由や海洋資源の開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安定及び繁栄を確保する上で重要である。こうした海洋権益を長期的かつ安定的に確保するため、海洋秩序の維持・強化及び海上交通の安全確保は不可欠である。

さらに、力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋」は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展さ

せていくために、日本は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、海洋秩序の維持・強化及び海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

しかし、近年、資源の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦から緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（シンガポール）においては、安倍総理大臣が、「海における法の支配の三原則」（6（2）179ページ参照）を徹底していく必要があるとの認識を表明した。2018年4月にトロントで開催された、G7外相会合においては、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性、東シナ海及び南シナ海の状態の懸念、海賊行為等違法な海洋活動への対応や海洋状況把握（MDA）を含む能力構築支援といった課題への対応と協力推進へのコミットメントを表明した。さらに、G7以外でもASEAN地域フォーラム（ARF）海上安全保障会期間会合やASEAN海洋フォーラム拡大会合（EAMF）を含む東アジア首脳会議（EAS）関連会合等の場を活用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信している。

また、日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力構築支援、装備・技術協力、海洋状況把握（MDA）等の様々な支援を組み合わせ、主にアジア及びアフリカの沿岸国に対して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じた海上法執行能力の向上に向けた切れ目のない支援を行っており、海における法の支配の確立・促進に貢献してきている。

ア 海洋の秩序

（ア）国連海洋法条約と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。日本にとって、同条約を根幹とした海洋

秩序は、日本の海洋権益を確保し、海洋に係る活動を円滑に行うための礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会議などでの議論や関連国際機関の活動に積極的に貢献している（6（2）179ページ参照）。

（イ）海洋秩序に対する挑戦と日本及び国際社会の対応（第1章1(2) 14ページ、第2章1節3(1) 46ページ及び第2章1節7(2) 65ページ参照）

a 東シナ海をめぐる情勢

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入事案が2018年も続いており、また中国軍艦艇・航空機による活発な活動も確認されている。加えて、排他的経済水域（EEZ）及び大陸棚の境界画定がいまだ行われていない海域では、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において日本の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されている。このように東シナ海における中国の一方的な現状変更の試みが継続していることを踏まえ、日本としては日本の周辺海空域における動向を十分注視しながら、主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していくと同時に、東シナ海の平和と安定のため、米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

b 南シナ海をめぐる問題

南シナ海では、中国による大規模かつ急速な拠点構築及びその軍事目的での利用等、現状を変更し緊張を高める一方的な行動、さらにはその既成事実化の試みが一段と進められており、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。日本は、これまで一貫して南シナ海における法の支配の貫徹を支持してきており、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が、国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を強調してきている。また、南シナ海問題に関する中国とASEANとの間の対話について、日本は、そのような取組による緊張の緩和を現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ海

尖閣諸島魚釣島



写真提供：内閣官房領土・主権対策企画調整室

中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築



につなげるべきとの立場である。

フィリピン政府が開始した南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関する国連海洋法条約に基づく仲裁手続については、2016年7月12日に、仲裁裁判所から最終的な仲裁判断が示された。日本は、同日外務大臣談話を発出し、国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するの

で、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、今後、南シナ海での紛争の平和的解決につなげていくことを強く期待するとの立場を表明した。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であるとともに、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、航行・上空飛行の自由及びシーレーン

の安全確保を重視する日本にとっても、重要な関心事項である。「自由で開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会の連携が重要である。この観点から、日本は、米国の「航行の自由」作戦を支持する立場をとっている。

1 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行・上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊等事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づき、シンガポールに設置された情報共有センター (ReCAAP-ISC) を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊等事案に関する情報共有及び協力をしており、日本は人的貢献 (事務局長や事務局長補の派遣) 及び財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきている。5月19日から25日にかけて、地域連携、協力関係の更なる強化のため、ReCAAP-ISC の協力の下、全締約国を対象とした「第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を東京、神奈川において開催した。加えて、日本はアジアにおいて、沿岸国の海上法執行能力向上支援、監視能力向上支援といった取組を進めており、国際的にも高く評価されている。

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) の発表によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2017年は76件、2018年は60件となっている。近年、東南アジアのスルー海及びセレベス海において船員誘拐事案が発生し、同海域を航行する船舶の脅威となっている。こうした状況にかんがみ、日本は、11月の東アジア首脳会議 (EAS) では、「テロに屈しない強靱なアジア」^{きょうじん}に向けて、現下の状況を踏まえ、フィリピン南部、スルー

海及びセレベス海の治安改善のため包括的な取組によって2年間で150億円規模の支援を着実に実施することを表明した。日本は、このような支援表明に基づき、今後も海上保安能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

a 海賊・武装強盗事案の現状

IMBの発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案 (以下「海賊等事案」) の発生件数は、ピーク時の2011年 (237件) 以降減少傾向にあり、2015年には0件、2016年には2件、2017年には9件、2018年には3件と低い水準で推移している。引き続き各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組が行われているが、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因はいまだ解決しておらず、また、ソマリア沖海賊は依然として海賊行為を行う意図と能力を維持しており、予断を許さない状況である。

b 海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年から一度も中断することなくソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦 (海上保安官が同乗) やP-3C哨戒機^{しょうかい}を派遣し、海賊対処行動を実施している。2018年11月9日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間延長することを閣議決定した。派遣された護衛艦は、2018年1月から12月まで29回の護衛活動で38隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は、237回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。

c 海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。日本は、国際海事機関 (IMO) の設置した基金に1,510万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や、ジブチに

おける地域訓練センター（DRTC）の建設を支援した。このDRTCにおいては、2017年10月に、日仏共催で海洋安全保障に関するセミナーを開催したほか、海上法執行機関等の能力向上を目的としたセミナーの開催も支援している。また、国連開発計画（UNDP）が管理する国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修のほか、セーシェル等のソマリア周辺国で有罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを支援している。そのほか、JICAの技術協力を通じて能力拡充を支援しているジブチ沿岸警備隊に対し、2015年12月、巡視艇2隻を供与し、2018年2月には海上監視のための船舶等の供与に係る書簡の交換を行った。また、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、基礎サービス改善支援、警察支援等による治安向上への支援、職業訓練及び雇用創出等による国内経済活性化の支援のため、総額4億6,800万米ドルを拠出している。

(5) サイバー

サイバー空間が人々の経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、サイバーセキュリティは喫緊の課題である。

また、サイバー攻撃は、匿名性が高く、攻撃側が有利であり、地理的な制約を受けることが少なく容易に国境を越えるという特性がある。そのため、サイバーセキュリティは、一国のみで対応することが困難な国際社会共通の課題であり、国際社会との連携や協力が不可欠である。

こうした状況を背景に、日本は、2018年7月に改定された「サイバーセキュリティ戦略」を踏まえ、「法の支配の推進」、「信頼醸成措置の推進」及び「能力構築支援」を三本柱としてサイバー外交を推し進めてきている。

「法の支配の推進」について、日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連における政府専門家会合（GGE）等への参加を通じ、国際社会における議論に積極的に取り組んでいる。12月の国連総会では、米国が提出し、日本も原共同提案国となった第6会期目のGGEの立上げに係る決議案が、賛成多数により採択された（賛成138、反対12、棄権16）。

また、悪意のあるサイバー行為に対しては、他の有志国と協働し、抑止のための取組を行っている。12月には、中国を拠点とするAPT10と呼ばれるサイバー攻撃グループを断固非難する声明を発出し、中国を含むG20メンバー国に、国際社会の一員として責任ある対応を求めた。

さらに、サイバー犯罪対策について、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」（ブダペスト条約）のアジア地域初の締約国として、サイバー犯罪条約関連会合等に積極的に参加するとともに、特にアジア地域での条約締約国の拡大に努めている。

「信頼醸成措置の推進」について、サイバー活動を発端とした不測の事態を防ぐためには、お互いの考え方について理解を深め、相互に信頼性を高めることが必要である。日本はこれまで米国を始め、英国、フランス、オーストラリア等14の国・地域との間で協議・対話を実施してきた。また、4月には、ASEAN地域フォーラム（ARF）の枠組みにおいて、マレーシア及びシンガポールと共に第1回目となるサイバーセキュリティに関する会期間会合（クアラルンプール（マレーシア））の共同議長を務めた。こうした協議等を通じて、サイバー分野における政策及び取組について情報交換し、相互理解を深め、信頼醸成措置の促進に努めている。

「能力構築支援」について、サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国等への能力構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、

ASEAN諸国を中心にCSIRT²や関係行政機関の能力強化等の支援を行っている。2016年10月に策定した政府横断的な「サイバーセキュリティ分野での開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」に基づき、今後もオールジャパンで戦略的かつ効率的な支援の取組を進めていく。

(6) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加の問題が生じ、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大している。

日本は、そのような状況に対応するため、宇宙システムの機能保証等に取り組み、国際協力、とりわけ同盟国たる米国との協力による取組も含め、宇宙空間の安定的利用を確保する施策を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現・強化

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際社会では、宇宙空間での新たなルールが必要が様々な形で活発に議論されており、日本としても宇宙空間での法の支配を確立するため、こうした議論に積極的に関与している。例えば、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）における「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の作成を始めとした国際会議等の議論に積極的に参加・貢献し、国際社会におけるルール作りに一層大きな役割を果たしている。COPUOS法律小委員会では、2020年及び2021年に青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が議長を務めることとなった。2018年6月のCOPUOS本委員会では、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会として「第1回国連宇宙会議」開催50周年記念会合（UNISPACE+50）のシンポ

ジウム及びハイレベル・セグメント（各国の主要な代表者による会合）が開催され、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10月の国連総会ではUNISPACE+50に関する決議が採択された。宇宙空間における軍備競争の防止（PAROS）に関し、2017年の国連総会決議に基づいて、政府専門家会合が立ち上げられ、2018年1月に第1回会合が開催された（日本を含む25か国の専門家が参加）。

イ 各国との宇宙対話・協議の実施

国際社会における宇宙に関する関心の高まりを反映し、幅広い分野における情報共有や国際協力を目的とした様々な二国間・多国間の宇宙対話・協議等が増加している。日本としても、宇宙主要国やアジア太平洋地域を中心に、安全保障や科学・産業分野での対話を推進している。

7月には宇宙に関する包括的日米対話第5回会合（東京）を実施し、民生分野及び安全保障分野の両面における幅広いテーマについて、宇宙協力に関する包括的な意見交換を行い、その成果として共同声明が発出された。11月には、安倍総理大臣とペンス米国副大統領が、ホステッド・ペイロード（人工衛星への機材の相乗り）や月近傍有人拠点に関する協力の具体的検討を含め、安全保障・探査・産業の各面での宇宙協力の強化を確認した。また、10月に、安倍総理大臣とモディ・インド首相は宇宙活動の長期的な持続可能性を促進するとのコミットメントを改めて表明し、宇宙に関する二国間協力を強化するために年次の宇宙対話を立ち上げることを決定した。多国間会合としては、11月に文部科学省及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の共催により、「第25回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSF-25）」（シンガポール）が開催され、アジア・太平洋地域における宇宙協力の枠組みの一層の強化を図った。

² コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報等を収集・分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応等を行う。

宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展開及び地球規模課題解決に向けた支援

平和目的の宇宙空間の探査及び利用の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。中でも国際宇宙ステーション（ISS）は、15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙に関する国際協力の象徴とも言える。また、日本実験棟「きぼう」は、超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。例えば、「きぼう」からの超小型衛星放出の機会を提供するJAXAと国連の連携プログラム（KiboCUBE）を通じて、ケニアとして初の超小型衛星が5月に放出された。また、3月に、日本は第2回国際宇宙探査フォーラム（ISEF2）を開催した。ISEF2では、林文部科学大臣が議長を務め、45の国・国際機関から閣僚や宇宙機関長が参加し、宇宙探査の重要性や、国際協力によって進めることの意義、今後の協力の在り方等について議論が展開されるとともに、国際宇宙探査を円滑に進める基盤となる「国際宇宙探査に関する東京原則」などの成果文書が取りまとめられた。

また、新興国を中心に拡大する宇宙開発利用市場の成長を取り込んでいくことは日本の宇宙産業にとって重要な課題であり、トップセールスや在外公館の活用に加え、11月に運用を開始した日本の準天頂衛星システム「みちびき」を活用した農機の自動走行等の海外実証の支援など、アジア太平洋を中心とした諸外国において「みちびき」の利活用を促進し、官民一体となって日本の商業宇宙市場の海外展開に取り組んでいる。さらには、宇宙技術を活用した国際協力の実施により、気候変動、防災、森林保全、海洋・漁業資源管理、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献するとともに、開発途上国の宇宙分野での能力構築支援に取り組んでいる。例えば、インドネシアにおいて日本の地球観測衛星を用いた高精度漁業資源管理シ

ステムの共同開発を開始したほか、アフリカにおいても国連持続可能な開発目標（SDGs）パイロット（試験的）事業を開始した。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用³

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務がある。

近年の国際的な安全保障環境は厳しく、また2017年7月に採択された核兵器禁止条約を取り巻く対応に見られるように、核軍縮の進め方をめぐっては、核兵器国と非核兵器国の間のみならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間においても立場の違いの顕在化が見られる。このような状況の下、核軍縮を進めていくためには、核兵器国の協力を得ながら現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、核兵器のない世界の実現のため、後述する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の開催や国連総会への核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）の枠組みや個別の協議等を通じ、核兵器国と非核兵器国の間の橋渡しに努めつつ、核兵器不拡散条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）といった核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約（NPT）

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTの維持・強化を重視している。条約の目的の実現及び規定の遵守を確保するために5年に一度開催される運用検討会議では、1970年の条約発効以来、その時々国際情勢を反映した議論が行われてきたが、2015年に開催された運用検討会議は、中東非大量破壊兵

³ より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2016年外務省発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第7版）」を参照

器地帯等の問題をめぐり議論が収斂せず、合意文書を採択することなく終了した。こうした状況の中、条約発効50周年となる2020年に開催される次回のNPT運用検討会議に向けた取組の重要性が高まっている。

2018年4月から5月にジュネーブで開催された2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会には、河野外務大臣が出席し、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」による提言を紹介するとともに、核兵器国、非核兵器国双方の協力の下で現実的かつ実践的な取組を積み上げていくことが日本が信じる核廃絶に向けた道筋であると表明した。

イ 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核軍縮の進め方をめぐり様々なアプローチを有する国々との信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、2017年に立ち上げた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」では、同年11月の第1回会合及び2018年3月の第2回会合の議論を踏まえて提言が取りまとめられた。河野外務大臣は、4月の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会で、透明性、検証や対話型討論といった提言の内容を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。11月には長崎で第3回会合が開催され、同提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について中長期的な観点から議論が行われた。

ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)

2010年に日本とオーストラリアが主導して立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループであるNPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。

NPDIは、2018年4月から5月に開催された2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会に、2017年の同第1回準備委員会に提出し

た6本の作業文書に加え、透明性に関する作業文書など合計4本の作業文書を提出したほか、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、また共同ステートメントの実施や核兵器国、非同盟運動 (NAM) 諸国、新アジェンダ連合 (NAC) との対話を行い、具体的な議論に貢献した。

エ 国連を通じた取組 (核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々核軍縮に関する課題を織り込みながら、全面的な核廃絶に向けた具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ核兵器廃絶決議案を国連総会に提出してきている。2018年の決議案においては、現下の厳しい国際的な安全保障環境においても、核兵器のない世界に向け、国際社会が一致して取り組むことができる共通の基盤を提供することを目指した。その結果、同決議案は、12月の国連総会本会議で、162か国の幅広い支持を得て採択された。核兵器国である英国を含む69か国が共同提案国となったほか、2017年7月の核兵器禁止条約を採択する国連での決議に賛成した122か国中101か国が賛成するなど、幅広い国々の支持を得た。国連総会には、日本の核兵器廃絶決議案に加えて、ほかにも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、また、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきている。

オ 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効促進を重視している。河野外務大臣は2018年1月のアーシフ・パキスタン外相との会談を始めとして、発効要件国に対しCTBTへの署名・批准を働きかける外交努力を継続している、また、2月にはウィーンの包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) を訪問し、CTBTの検証体制に関し意見交換を行った。さらに河野外務大臣は、4月から5月に開催されたNPT運用検討会議第2

回準備委員会や5月のG20ブエノスアイレス外相会合等において、北朝鮮によるCTBTへの署名・批准を呼びかけた。また、CTBTの普遍化に向け、5月の第8回太平洋・島サミット(PALM8)首脳宣言にCTBTの重要性が明記された。7月には、河野外務大臣はウィーンにおいてゼルボCTBTO事務局長と会談し、北朝鮮に対するCTBTへの署名・批准の呼びかけを含む発効促進、普遍化、検証体制の強化を訴えた。9月には、タイがCTBTを批准し、ツバルが署名したほか、国連総会ハイレベルウィークでは、CTBTフレンズ外相会合(2年ごとに開催される発効促進会議が開催されない年に隔年で開催)の第9回会合が開催され、河野外務大臣はペイン・オーストラリア外相と共に共同議長を務め、北朝鮮に対するCTBTへの署名・批准の呼びかけを含め、発効促進、普遍化、検証体制の強化を訴える外相宣言を発出した。

カ 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: カットオフ条約)⁴

FMCTは、核兵器用の核分裂性物質(高濃縮ウラン、プルトニウム等)の生産そのものを禁止することにより、新たな核兵器国の出現を防ぐとともに、核兵器国による核兵器の生産を制限するものであることから、軍縮・不拡散双方の観点から大きな意義を有する。しかしながら、長年にわたりジュネーブ軍縮会議(CD)において交渉開始の合意に至っていない。こうした状況を受け、2016年12月には、第71回国連総会でFMCTハイレベル専門家準備グループの設置が決定された。日本は同グループでの議論に積極的に参画し、第1回会合(2017年8月)及び第2回会合(2018年6月)における議論を経て、将来の条約の概要について考え得るオプションや交渉において考慮すべき事項

を提示する内容を含む報告書が採択され、同報告書は第73回国連総会に提出された。

キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に関する教育を重視している。具体的には、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェローシップ・プログラム⁵を通じた各国若手外交官の広島及び長崎への招へい、在外公館を通じた海外での原爆展の開催支援⁶、被爆体験証言を実施する被爆者に対する「非核特使」の名称付与等を通じ、被爆の実相を国内外に伝達するべく積極的に取り組んでいる。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継いでいくことが重要となっている。こうした観点から、2013年から現在までに国内外の300人以上の若者に「ユース非核特使」の名称を付与してきている。2017年11月には、ユース非核特使の活動の活性化を図るとともに、国内外のユース非核特使経験者のネットワークを強化するため、広島で第3回ユース非核特使フォーラムを開催し、日本及び海外のユース非核特使経験者等が参加した。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、不拡散体制の強化にも力を入れている。特に核不拡散の取組として、日本は国際原子力機関(IAEA)の指定理事国⁷としてIAEAに対する支援を始め、様々な取組を行っている。例えば、日本は、IAEAの保障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるとの考えの下、各国の保障措置に対する理解や実施能力を高め、また、より多くの国が追加議定書

4 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質(高濃縮ウラン及びプルトニウムなど)の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

5 1983年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被爆者による被爆体験講話等を通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

6 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク(米国)、ジュネーブ(スイス)及びウィーン(オーストリア)で常設原爆展が開設されている。また、2018年には、フランス(カーン)、ベルギー(イーペル)及びポルトガル(ポルト)において「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」が実施された。

7 IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG7などの原子力先進国が指定されている。

コラム

CTBT フレンズ外相会合への若者の参加

ジャオナ・アンドリアンアンパンドリ (マダガスカル)

私は包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) の招待で、第2回科学と外交シンポジウムにおいてCTBTに対する若者の見方をテーマにするプレゼンテーション・コンテストに参加しました。その結果、私はコンテストで優勝し、2018年9月27日に開催された第9回CTBTフレンズ外相会合に招待されスピーチを行う機会を得ました。

CTBTの発効促進に取り組むCTBTフレンズ国の外相は、2年に一度、CTBT発効促進会議が開催されない年に、ニューヨークで開催される9月の国連総会の際に会合を開催しています。この会合の目的は、発効促進に向けた更なる政治的機運を維持・創出していくことにあります。この目的のため、フレンズ国の外相は他国も賛同を表明できる形の共同閣僚声明を採択・署名しています。

第1回CTBTフレンズ外相会合は、日本がオーストラリア、オランダと協力して立ち上げたもので、2002年に開催されました。現在はカナダ、ドイツ、フィンランドもCTBTフレンズのメンバー国となっています。

私は、CTBTOユースグループ (CYG) のメンバーとなって以来、CYGの仲間達が、各国代表にCTBTを支持するよう促すため、あらゆる努力を行ってきたことを目の当たりにしてきました。たとえ小さな一歩だったとしても、私はこのような小さな取組が、法的拘束力のあるCTBTを確立するためのグローバルな取組につながると信じています。私はフレンズ外相会合についてそれまであまり知りませんでしたが、会合はCTBTに若者が関与することの重要性を訴える素晴らしい機会になると思っていました。若者は、CTBTの発効促進のための独創的な方法を見つける熱意とインスピレーションの源泉だからです。

私は、一人の科学者として、そして開発途上国出身の若者として、外相会合に参加する機会が、CTBTの重要性について「アフリカの指導者の注目を集める機会」になるとも考えました。

「核実験の結果については、国籍、宗教あるいは経済的立場にかかわらず、私たちすべてが等しく影響を受ける。」(筆者、第9回CTBTフレンズ外相会合でのスピーチからの抜粋)

CTBTO科学と外交シンポジウムでのプレゼンテーションにおいて、私はCTBT発効促進のための教育の重要性を強調しました。アフリカの指導者は、CTBTを知らないことさえあるからです。CTBT発効に必要な声は、教育を通じて育まれていくでしょう。

第9回フレンズ外相会合はとても素晴らしく、会合が終わって最初に浮かんできたのは「また参加したい」という思いでした。日本とCTBTOには、今後、もっと多くの仲間達に対して私と同じように外相会合に参加する機会を与えていただきたいと思います。CYGには、様々な背景とアイデアを有するメンバーがおり、CTBTの発効を促進するに当たって、彼らの意見は傾聴に値します。

CTBTフレンズ外相会合は、私の声を全世界の人達に聞いてもらう機会を与えてくれました。私にとって忘れたくない経験です。このような素晴らしい経験を与えてくれた日本とCTBTOに感謝したいと思います。



第9回CTBTフレンズ外相会合でスピーチする筆者
(写真提供: CTBTO)



第9回CTBTフレンズ外相会合の様子
(9月27日、米国・ニューヨーク)

(AP)⁸を締結するよう、IAEAが主催する地域セミナーへの支援を始め、様々な場を活用した各国への働きかけを進めている。そのような取組の一環として、2018年7月には、日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）のホストの下、イランに対し保障措置に係る2回目のトレーニングコースを実施した。これは日本が単独で拠出しているIAEAの核不拡散基金⁹を通じた支援により実施したものである。

さらに、日本は、2018年10月から11月にかけてウィーンで開催されたIAEA保障措置シンポジウムや、IAEAも参加しているアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）年次会合など、地域・国際的な保障措置強化の取組に積極的に参加している。

また、2009年に就任以来、現在3期目となる（任期は2017年12月から2021年11月未まで）天野IAEA事務局長は、保障措置の効率化及び強化、北朝鮮の核問題や、イランの核問題に関する「包括的共同作業計画（JCPOA）」¹⁰に関する対応等にも力を入れてきている。安倍総理大臣及び河野外務大臣は、天野事務局長との会談を通じてこれらを含む様々な課題について、意見交換を重ねてきている。

日本は、各種輸出管理レジームにも積極的に貢献している。それらは、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち適切な輸出管理を支

持する国々による協調のための枠組みであり、国際的な不拡散体制の重要な一部となっている。具体的には、核兵器に関して原子力供給国グループ（NSG）及びザンガー委員会、生物・化学兵器に関してオーストラリア・グループ（AG）、ミサイル¹¹に関してミサイル技術管理レジーム（MTCR）、通常兵器に関してワッセナー・アレンジメント（WA）があり、それらのレジームにおいて、兵器の開発に資する汎用品・技術等をそれぞれリスト化している。参加国は、それらリストの掲載品目について国内法に基づき輸出管理を行うことで、不拡散を担保している。輸出管理レジームではこのほか、拡散懸念国等の動向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管理強化の働きかけなども行われている。日本はこのような国際的なルール作り、ルールの運用に積極的に関与しており、特にNSGの事務局の役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が務めるなど、様々な貢献を行っている。

また、日本は、拡散に対する安全保障構想（PSI）¹²の活動にも積極的に参加しており、2018年7月には、横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を主催した。同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国等から19

8 包括的保障措置協定等に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するためのより強化された権限をIAEAに与えるもの。2018年12月現在、134か国が締結

9 国際的な核不拡散体制の強化を目的として、日本がIAEAに対して単独で拠出している特別拠出金。IAEAとの間の取決めにに基づき2001年に設置

10 イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

〈イラン側の主な措置〉

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼動遠心分離機を5,060機に限定
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定等

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

11 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、139か国が参加している。

12 2018年12月現在、105か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、過去には、2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練を、2012年にPSI航空阻止訓練をそれぞれ主催したほか、2010年に東京においてオペレーション専門家会合（OEG）を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、アジア太平洋地域でのローテーション訓練に参加しているほか、2016年1月に米国で開催された政治会合（高級事務レベル）に参加した。直近では2018年5月にフランスで開催されたPSI創設15周年を記念するハイレベル政治会合に参加した。



PSI訓練での神奈川県警による化学剤の簡易検査（7月26日、横須賀）

か国がオブザーバーを派遣した。これにより、各国及び関係機関は互いの連携強化を図るとともに、大量破壊兵器等の拡散阻止に係る国際社会の強い意思を示した。

日本はこのほか、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図るため、アジア不拡散協議（ASTOP）¹³やアジア輸出管理セミナー¹⁴を開催している。2018年1月31日に行われた第14回ASTOPでは、インドが新たに参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題のほか、輸出管理の強化、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）の普遍化、PSIについて議論が行われた。また、2018年2月27日から3月1日まで開催された第25回アジア輸出管理セミナーには33か国・地域が参加し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の能力構築を図るため、テロ防止に向けた輸出管理の役割やアジアの輸出管理強化に向けた取組などについて議論が行われた。

さらに、日本は、非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号¹⁵の履行強化のため、積極的に貢献している。例えば、アジア諸国の不拡散体制

強化に関する取組等の支援のため日本の拠出金が活用されており、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献している。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従って、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は見られない。

2018年6月、シンガポールにおいて歴史的な米朝首脳会談が行われ、トランプ米国大統領と金正恩^{キムジョンウン}北朝鮮國務委員長は朝鮮半島の完全な非核化に合意し、2019年2月にはハノイ（ベトナム）において、第2回米朝首脳会談が開催された。同首脳会談の結果を踏まえつつ、朝鮮半島の非核化に向けて、引き続き、国際社会が一体となって米朝プロセスを後押ししていくことが重要である。

他方で、8月のIAEAの事務局長報告は、北朝鮮の核関連施設の稼働の兆候があったことなどを指摘した上で、北朝鮮による核計画の継続及び更なる進捗は重大な懸念を生じさせ、これらの活動は国連安保理決議の明確な違反であると指摘した。また、11月のIAEA理事会においてもIAEA事務局長は、8月以降も北朝鮮の^{ヨンピョン}寧辺において更なる活動が観察されたと指摘した。

北朝鮮の核問題について、日本は、IAEAとの間で様々なレベルで緊密な協力を確認してきている。例えば、7月の河野外務大臣と天野事務局長との会談でも北朝鮮情勢について意見交換を行い、天野事務局長から、これまでの教訓を踏まえしっかりとした検証体制を構築するための方途等についての説明があり、日・IAEAの連携を確認した。

¹³ 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランスの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。直近では2019年3月に開催

¹⁴ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催している。最近では2019年2月に開催

¹⁵ 2004年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器等の開発等を試みるテロリスト等への支援の自制、②テロリスト等による大量破壊兵器等の開発等を禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器等の拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理等）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」（決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置



河野外務大臣と天野IAEA事務局長との会談
(7月5日、オーストリア・ウィーン)

日本としては、引き続き、安保理決議に従った北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けて、米国、韓国を始めとする関係諸国やIAEAなどの国際機関と緊密に連携していく。また、安保理決議に基づく制裁の完全な履行の観点から、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく。

また、イランについて、IAEAは、2016年1月以来、イランによる包括的共同作業計画(JCPOA)の履行の監視・検証を継続的に行ってきた。2018年5月、米国はJCPOAからの離脱を発表し、8月及び11月に対イラン制裁が再適用された。このような状況の中、11月のIAEA理事会において天野事務局長は、イランはJCPOAのコミットメントを遵守しており、今後ともイランがそれらのコミットメントの完全な履行活動を継続することが不可欠であると述べた。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、事実関係が解明されるためにも、シリアがIAEAに対して完全に協力すること、また、同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが重要である。

ウ 核セキュリティ

核物質その他の放射性物質を使用したテロ活

動を防止するための「核セキュリティ」については、オバマ米国大統領が提唱し、2010年から2016年の間に4回開催された核セキュリティ・サミットや、IAEA主催による「核セキュリティに関する国際会議」を始めとするIAEAや国連、有志国による各種の取組を通じて、国際的な取組や協力が強化されている。これらの取組について、日本は積極的に参加し、貢献している。

2018年2月には、河野外務大臣及び天野事務局長の立会いの下、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会関連のイベントへのIAEAの専門家の参加支援や核セキュリティ事案に関連する情報交換、放射性物質の検知に関する機材の貸し出し等を含む協力の枠組みを設定する「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」の署名が行われた。

(3) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの三本柱の一つとされており、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」であるとされている。国際的なエネルギー需要の拡大などを背景として、原子力発電¹⁶を活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全(原子力事故の防止に向けた安全性の確保など)及び③核セキュリティの「3S」¹⁷の確保が重要である。また、福島第一原発事故の当事国として、事故

¹⁶ IAEAによると、2018年12月現在、原子炉は世界中で454基が稼働中であり、54基が建設中(IAEAホームページ)

¹⁷ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)及び核セキュリティ(Security)の頭文字を取って「3S」と称されている。

コラム

IAEA 原子力科学技術閣僚会議

大阪大学大学院医学系研究科 核医学講座 教授 畑澤 順

2018年11月28日から30日、オーストリア・ウィーンの国際原子力機関（IAEA）で開催された原子力科学技術閣僚会議に出席する機会を得ました。本会議は、天野之弥事務局長のリーダーシップの下に提唱された“Atoms for Peace and Development”の基盤となる原子力科学技術がテーマです。日本がコスタリカと共に共同議長役を果たしました。健康・医療、農業・食料、環境、水資源、男女共同参画等の分野で専門家によるパネルディスカッション、加盟各国代表の演説が3日間にわたって行われました。閣僚宣言が採択され、原子力科学技術とIAEAの活動の重要性について国際的な共通認識が得られました。



私は、原子力科学と医療の接点である“核医学”について報告しました。がん、心臓疾患、認知症の診療に放射性核種が重要な役割を果たしています。この分野では、日本発の技術、医療機器、手法が世界に発信され、普及しています。患者さん、医療スタッフの安全管理についても先進的な取組が行われています。核医学は、今後更に“原子力を医療へ”という立場で原子力科学と医療との橋渡しになります。

会議期間中、会場内に量子科学技術研究開発機構と日本核医学会による展示ブースを出展しました。400人を超える各国政府関係者、会議参加者に来訪いただき、日本の医療・健康福祉分野の最先端技術を説明する絶好の機会になりました。特に、日本が誇る、患者への負担が少なく、治療後の回復も早い放射線治療である重粒子線治療、ホウ素中性子捕捉療法、α線治療などが注目を集めました。原子力科学を社会にいかすには、人材育成が最も重要です。日本核医学会は、核医学の国際的な普及推進のために全国11大学・医療機関が参画する人材育成コンソーシアムを立ち上げ、本会議期間中にIAEAと協定を締結しました。アフリカ、アジア、ラテン・アメリカなど、医療の質の向上を目指す国々から人材を受け入れ、核医学専門家の人材育成を行う予定です。このような形の協定はIAEAにとっても初めてのことであり、その成果が大いに期待されています。

本会議では、日本の存在感の大きさを強く感じました。開会演説を行った天野事務局長、共同議長国として議事を取り仕切り演説を行った辻外務大臣政務官、閣僚宣言を取りまとめた北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、IAEA内の日本人職員の皆さんのご活躍を目の当たりにし大変誇らしい思いでした。私どもも医療、技術開発、教育を通して、更に貢献してまいります。

の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAと協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、2018年には、7月及び8月に国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強化のための研修を実施した。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は着実に進展しているが、世界にも前例がない困難な作業の連続であり、世界の技術や叡智を結集して取り組んでいる。IAEAとは事故直後から協力しており、2018年は、海洋モニタリング専門家の受入れ（10月）や廃炉に関するレビューミッションの受入れ（11月）を実施した。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、2014年に



IAEA原子力科学技術閣僚会議で共同議長として閣僚宣言採択を祝う
辻政務官（11月27日、オーストリア・ウィーン）

福島第一原発事故による放射線のレベル及び影響に関する報告書を公表し、2018年からは、最新の情報に基づく評価を実施すべく同報告書の改訂作業が進められている。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信が必要である。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っている。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、産業応用等の分野でも活用されている。これら非発電分野での原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、天野事務局長が「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」を掲げて、開発途上国への技術協力や持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献に取り組んでいる。

日本は、平和的利用イニシアティブ（PUI）等を通じて、主にIAEAの活動を積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議で、日本はPUIに対し5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明した。2018年には、PUIを通じ、開発途上国における感染症対策、

がん治療能力の強化、水資源管理等のプロジェクトに対して支援を行った。

2018年11月には、原子力科学技術の応用とSDGs達成に向けた取組促進を目的に、初のIAEA原子力科学技術閣僚会議が開催された。日本からは、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務め、閣僚宣言が採択された。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するに当たり移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、最近の原子力協定では、原子力安全面に関する規定も設けており、原子力安全に関する国際条約の遵守について相互に確認しているほか、同協定下での原子力安全分野の協力を促進することも可能となっている。

福島第一原発の事故後も引き続き諸外国から日本の原子力技術に対する期待が表明されている。相手国の事情や意向を踏まえつつ、日本が世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していくことも可能である。また、二国間の原子力協力として、福島第一原発事故に関する経験と教訓を相手国と共有し、相手国の原子力安全の向上に協力していくことが求められている。原子力協定の枠組みを設けるかどうかは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討してきている。2018年末現在、日本はカナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体（EURATOM）、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドとの間でそれぞれ原子力協定を締結している。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約（BWC）¹⁸は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット（事務局機能）の設置や、5年に一度開催される運用検討会議の間における年2回の会期間会合の開催などが決定され、BWCの実施強化に向けて取組が進んできた。

2021年に予定されている第9回運用検討会議までの会期間会合では、国際協力、科学技術の進展レビュー、国内実施、防護支援及び条約の制度的強化の五つのテーマについて協議することが合意されている。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約（CWC）¹⁹は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度（申告と査察）によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ（オランダ）に化学兵器禁止機関（OPCW）が設置されている。OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力が評価されノーベル平和賞を受賞した。日本は、シリアの化学兵器廃棄に関するOPCWの活動に対して財政的支援を行った。また、化学産業が発達し、化学工場の数が多い

日本は、OPCWの査察を数多く受け入れている。そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化など、OPCWに対して具体的な協力を積極的に行っている。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、中国と協力しつつ一日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

ア クラスタースタール²⁰

日本は、クラスタースタールがもたらす人道上的問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施²¹するとともに、クラスタースタールに関する条約（CCM）²²の締約国を拡大する取組を継続している。

イ 対人地雷

2019年は、対人地雷禁止条約（オタワ条約）²³が発効して20周年に当たる。日本はこれまで、対人地雷の実効的な禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進してきた。アジア太平洋地域各国へのオタワ条約締結の働きかけに加え、1998年以降、51か国・地域に対して約710億円を超える地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）を実施している。

2018年11月には、ジュネーブでオタワ条約第17回締約国会議が開催され、日本からはこれまでの日本のオタワ条約の普遍化や地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

18 1975年3月発効。締約国数は182か国（2018年12月現在）

19 1997年4月発効。締約国数は193か国（2018年12月現在）

20 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾となる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

21 クラスタースタール対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

22 クラスタースタールの使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスタースタールの廃棄、汚染地域におけるクラスタースタールの除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2018年11月現在の締約国数は、日本を含め104か国・地域

23 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2018年11月現在の締約国数は、日本を含め164か国・地域

ウ 武器貿易条約 (ATT)²⁴

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的としたATTは、2014年12月24日に発効した。条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1か国として、日本は国連における議論及び交渉を主導し、条約の発効後は締約国会議等での議論に積極的に貢献してきた。2018年8月、日本はアジア大洋州から選出された初めての議長国として第4回締約国会議を東京で開催した。

エ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW)²⁵

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する五つの附属議定書から構成される。枠組条約は1983年に発効した。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。急速に進歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致死兵器システム (LAWS) に関する政府専門家会合が開催されてきている。

オ 小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、入手と操作が容易であることから拡散が続いており、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。日本は、1995年以来、毎年、国連小型武器決議を国連総会へ提出している。また、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を支援してきている。

5 国際連合 (国連) における取組**(1) 日本と国連との関係**

国連は、世界のほぼ全ての国 (2018年12月現在193か国) が加盟する普遍性を備えた国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、開発、人権、環境・気候変動、防災を含む多種多様な分野において、高度な専門性を持って、国際社会が直面する諸課題に取り組んでいる。

今日、国際社会は、紛争やテロ、難民、貧困、気候変動、感染症など、国境を越える様々な課題に直面しており、国連が果たすべき役割は更に大きくなっている。日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国連を通じた協力を更に強化し、一国では実現できない外交目標の達成、国際社会共通の課題の解決に向けて一層積極的に取り組んでいる。また、日本はこれまで国連安全保障理事会 (国連安保理) の非常任理事国を加盟国中最多の11回務めるなど、国際社会の平和と安全の維持のために、主要な役割を果たしてきている。国際社会が直面する諸課題に、国連がより効果的に対応できるよう、国連安保理を始めとする国連改革にも引き続き積極的に取り組んでいく。

9月に開会した第73回国連総会には、安倍総理大臣及び河野外務大臣が出席した。

安倍総理大臣は、6年連続で一般討論演説を行い、自由貿易システムの保全・強化、北東アジアの戦後構造を取り除くことに注力する決意を表明するとともに、「自由で開かれたインド太平洋」の重要性を主張し、2019年に日本で開催する国際会議 (G20、第7回アフリカ開発会議 (TICAD7)) も念頭に、日本人が持続可能な開発目標 (SDGs) の力強い担い手となることへの確信を述べた。

また、安倍総理大臣は、「アフリカの若者の雇用への投資に関するハイレベル会合」に出席

²⁴ 武器貿易条約 (ATT) の2018年11月現在の締約国は99か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、締約国となった。

²⁵ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) の2018年11月現在の締約国は125か国・地域



国連本部（写真提供：UN Photo/Manuel Elias）

国連総会に出席する安倍総理大臣
(9月25日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室)

し、1993年のTICAD立上げ以来、日本はアフリカ諸国のオーナーシップ（自助努力）と国際社会のパートナーシップ（連携）を原則とし、アフリカの自立的な発展を支援してきたことに触れつつ、アフリカの若者の雇用との関係で、ABEイニシアティブ²⁶、職業訓練支援、日アフリカ官民経済フォーラム²⁷等の人材育成と民間投資の促進に関する日本の取組を紹介した。また、2019年8月に横浜で開催されるTICAD7に向けて、日本は今後も官民が連携し、「アフリカの未来への投資」を力強く実施していくと述べた。

また、安倍総理大臣は、国連総会出席の機会に、グテーレス国連事務総長や米国、トルコ、

韓国及びイランとの首脳会談のほか、パナマ及び英国の首脳とも、北朝鮮問題を始めとする国際場裏における様々な課題及び二国間関係等について意見交換を精力的に行った。

グテーレス国連事務総長との会談では、国連安保理を含む国連改革実現の重要性について認識が一致するとともに、朝鮮半島の非核化に向けて、引き続き国際社会が国連安保理決議の完全な履行を確保することの重要性を確認した。さらに、安倍総理大臣から拉致問題の早期解決に向け改めて理解と協力を求め、グテーレス国連事務総長の支持を得た。河野外務大臣は、第6回「GUAM（ジョージア、ウクライナ、アゼルバイジャン及びモルドバ）+日本」外相級会合、第6回日・カリコム外相会合、日・太平洋同盟閣僚級会合、質の高いインフラの推進に関する会合、包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合及び国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）支援閣僚級会合を主催又は共催し、そのほかにも、ネルソン・マンデラ平和サミットや国連安保理改革に関するG4外相会合など、計18の多国間会合に出席した。また、日印、日中等の14の外相会談などを行い、国連総会出席の機会を通じて、各国の外相との間で相互の信頼関係を強化した。

このように、安倍総理大臣及び河野外務大臣は、世界中から要人が集まる国連総会の機会を大いに活用し、国際社会が直面する様々な課題の解決に向けた日本のリーダーシップを示すとともに、各国要人との二国間会談を精力的に実施して二国間関係の強化を図り、国際社会に向けて日本の政策や立場を積極的に発信した。

8月には、グテーレス国連事務総長が、2017年1月の事務総長就任後2度目の訪日をし、国連事務総長として初めて長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参列した。それに先だって行われた安倍総理大臣との会談では、北朝鮮問題、国連改革、軍縮・不拡散及び地球規模課題

²⁶ 日本とアフリカのビジネスの将来を担う若手の優秀なアフリカ人材を選抜し、日本の大学への留学と日本企業でのインターン経験の機会を提供し、日本企業によるアフリカ進出の水先案内人たる高度産業人材の育成を目指すもの

²⁷ 2016年の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）で安倍総理大臣により立上げが表明されたもので、日本とアフリカの民間企業の協力とアフリカにおける日本企業のビジネス活動の促進を目的に、日・アフリカの官民関係者が参加し、意見交換を行うフォーラム



グテーレス国連事務総長と握手を交わす安倍総理大臣
(8月8日、東京 写真提供：内閣広報室)

について詳細な意見交換を行い、引き続き緊密に連携して対応していくことで一致した。具体的には、北朝鮮問題について、北朝鮮から具体的な行動を引き出すために、国際社会が国連安保理決議に基づく措置の完全な履行を堅持する必要性について認識の一致を見た。また、軍縮・不拡散については、安倍総理大臣は、日本が唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、核兵器国と非核兵器国の橋渡しを担っていくことを表明し、国連と共に協力していくことでグテーレス国連事務総長と一致した。さらに、安倍総理大臣から、国連改革と並行して国連安保理の改革を進めることが急務であり、グテーレス国連事務総長が強いイニシアティブを発揮することに期待すると述べた。河野外務大臣は、長崎でグテーレス事務総長と朝食会を行い、軍縮・不拡散、北朝鮮問題や国連改革等について意見交換した。このほか、グテーレス国連事務総長は、原爆被爆者との面会や、長崎原爆資料館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の視察を行った。

また、8月末には、9月の第73回総会議長就任を目前に控えたエスピノサ第73回国連総会議長が訪日し、安倍総理大臣を表敬するとともに、河野外務大臣と国連安保理改革、北朝鮮情勢、SDGs及びジェンダー等の地球規模課題について幅広い意見交換を行った。

(2) 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

ア 国連安全保障理事会（国連安保理）

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有している。国連安保理決議に基づく国連平和維持活動（PKO）などの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、その役割は年々拡大している。

日本は、2016年1月から2017年12月末まで国連加盟国中最多となる11回目の国連安保理非常任理事国を務めるなど、地域情勢や平和構築等に関する国連安保理での議論に積極的に貢献している。11回目となる任期中は、北朝鮮による3度の核実験（2016年1月、9月及び2017年9月）及び累次の弾道ミサイル発射を受けて採択された六つの国連安保理決議の作成に貢献するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題等の解決に向けて尽力してきた。また、第73回国連総会ハイレベルウィーク中に開催された北朝鮮の非核化に関する国連安保理閣僚級会合では、北朝鮮の完全な非核化の達成に向け加盟国による団結を呼びかけるなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論を主導している。

イ 国連安保理改革

国連発足後70年以上が経ち、国際社会の構図が大きく変化する一方で、国連の機能が多様化した現在でも、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会の現実を反映した国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が広く共有されている。

日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、「人間の安全保障」等の分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働きかけを行っている。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。第72回会期の政府間交渉（2018年2月から6月まで計5回開催）の共同議長（アラブ首長国連邦及びジョージアの国連常駐代表）は各国・グループの意見を基に前会期の文書の改訂に取り組んだ。2018年7月に第72回会期においてまとめられた文書を含む既存の文書を第73回会期（2018年9月から2019年9月まで）へ引き継ぐ決定が国連総会でコンセンサス（総意）で採択された。

また、エスピノサ第73回国連総会議長は、アラブ首長国連邦の国連常駐代表を第72回会期から引き続き政府間交渉共同議長として再任するとともに、ルクセンブルクの国連常駐代表を新たな政府間交渉共同議長に任命した。加えて、日本は国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組も重視している。

河野外務大臣は9月の国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催されたG4外相会合に出席した。G4の外相は同会合で、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべく取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、国連安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務レベルに指示することに合意した。

日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

(3) 国連行財政

ア 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2018年12月、国連総会において、2018～2019年2か年修正予算として、約58億米ドルの予算が承認された（2018～2019年度当初予算比で約7.7%増）。また、PKO予算については、2018年7月に、2018～2019年度のPKO予算が承認された（予算総額は前年度最終予算比約4%減の70.2億米ドル）。

また、2018年には3年に一度見直される分担率の交渉が行われた。現行の分担率算定方式が維持された結果、日本の2019～2021年の3年間に適用される通常予算分担率は8.564%に低下し（2016～2018年の3年間に適用された9.680%から1.116ポイント減）、加盟国中最大の下げ幅を享受することとなった。一方、中国の分担率が大幅に上昇したことにより、日本の分担率は米国及び中国に次いで3番目となった。なお、日本のPKO予算分担率は、引き続き米国及び中国に次いで3番目となった。

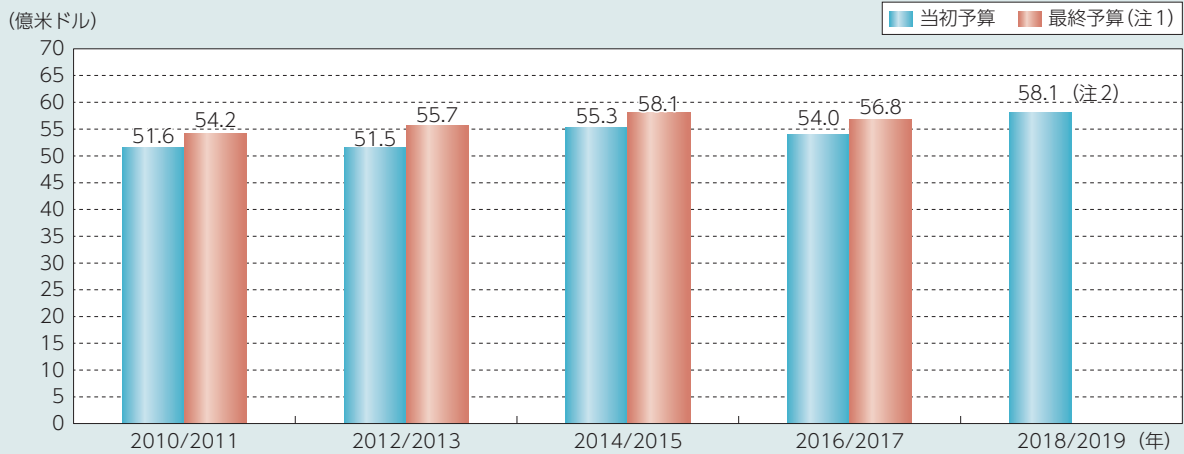


国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ、ブラジル）外相会合（9月25日、米国・ニューヨーク）



北朝鮮の非核化に関する安保理閣僚級会合（9月27日、米国・ニューヨーク）

国連2か年通常予算の推移



(注1) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整等による追加予算を加えたもの
 (注2) 2018/2019年のみ、2018年末に決議された修正予算

出典：国連文書

主要国の国連通常予算分担率

順位*	国名	2016 - 2018年	2019 - 2021年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	± 0
2	中国	7.921%	12.005%	+ 4.084
3	日本	9.680%	8.564%	- 1.116
4	ドイツ	6.389%	6.090%	- 0.299
5	英国	4.463%	4.567%	+ 0.104
6	フランス	4.859%	4.427%	- 0.432
7	イタリア	3.748%	3.307%	- 0.441
8	ブラジル	3.823%	2.948%	- 0.875
9	カナダ	2.921%	2.734%	- 0.187
10	ロシア	3.088%	2.405%	- 0.683

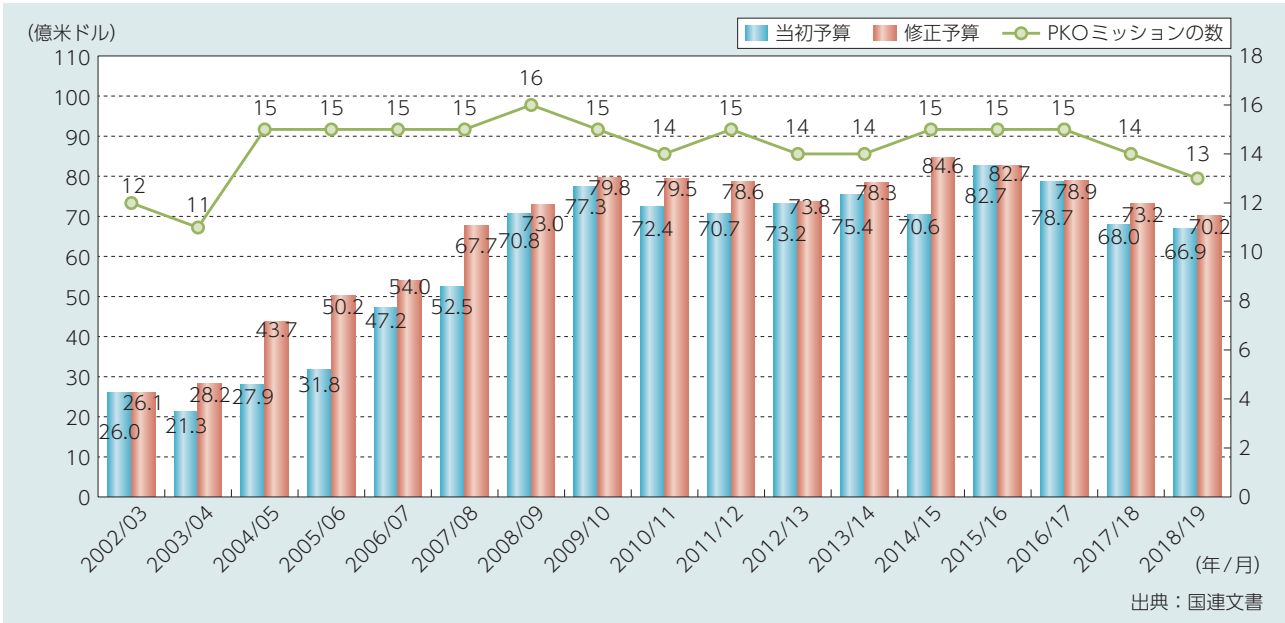
※ 2019年から2021年までの順位

主要国のPKO予算分担率

順位*	国名	2018年	2019年	2020 - 2021年
1	米国	28.4344%	27.8912%	27.8908%
2	中国	10.2377%	15.2197%	15.2195%
3	日本	9.6800%	8.5640%	
4	ドイツ	6.3890%	6.0900%	
5	英国	5.7863%	5.7900%	5.7899%
6	フランス	6.2801%	5.6125%	5.6124%
7	イタリア	3.7480%	3.3070%	
8	ロシア	3.9912%	3.0490%	3.0490%
9	カナダ	2.9210%	2.7340%	
10	韓国	2.0390%	2.2670%	

※ 2019年から2021年までの順位

PKO予算及びPKO予算で賄われるミッション数の推移（2003～2019年）



1 日本の貢献

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は2018年通常予算分担金として約2億3,530万米ドルを負担しており、米国に次いで2番目である。2018年PKO分担金としては約4億7,878万米ドルを負担しており、米国、中国に次いで3番目である。日本は、主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきた。

また、グテーレス国連事務総長は、平和への取組及び開発と共に、国連のマネジメント（運営管理）改革を優先課題として位置付け、事務局機能の一層の効率化・効果向上に取り組んでいる。日本は同改革の目的を支持しつつ、各国の厳しい財政事情を踏まえ、加盟国への追加的な財政負担を求めることなく改革が進められるよう働きかけを行っている。2017年12月末に採択されたマネジメント改革の方針等に関する国連総会決議に基づき、2018年5月に改革を実施するための機構・予算案が審議され、2019年1月に新たな組織体制を発足することが決定された。今後、新たな体制の下で国連の

財政・予算・人的資源管理の効率化が進んでいくことが期待される。

6 国際社会における法の支配

「法の支配」とは、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係から成る国際秩序の基盤となっている。また、法の支配は国家間の紛争の平和的解決を図るとともに、各国内における「良い統治（グッド・ガバナンス）」を促進する上で重要な要素でもある。このような考え方の下、日本は、安全保障、経済・社会、刑事など、様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、日本は国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋法裁判所（ITLOS）、国際刑事裁判所（ICC）を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、日本は法制度整備支援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じ、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の一つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議や関係国との会談等、様々な機会に法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を確認し、その促進に取り組んでいる。6月に開催されたG7シャルルボワ・サミット（カナダ）や11月のASEAN関連首脳会議（シンガポール）では、国連海洋法条約（UNCLOS）に反映されたものを含む国際法の諸原則に基づくルールを基礎とした海洋秩序の維持や仲裁を含む紛争の平和的解決へのコミットメントを再確認した。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献している。

ア 紛争の平和的解決

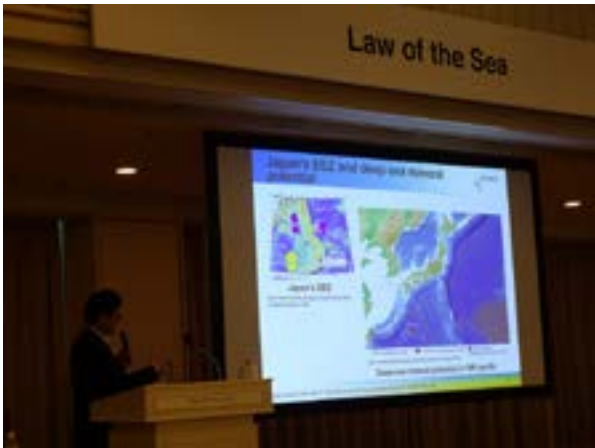
日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進すべく、国連の主要な司法機関であるICJの強制管轄権を受諾²⁸しているほか、多くの国際裁判所に対する人材面・財政面の協力を含め、国際社会における法の支配の確立に向けた建設的な協力を行っている。例えば、日本はITLOS、ICC、常設仲裁裁判所（PCA）への最大の財政貢献国であり、人材面では、ITLOSの柳井俊二裁判官（2005年から現職、2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長）、ICCの尾崎久仁子裁判官（2010年から現職、2015年3月から2018年3月まで同裁判所第2副所長）及び赤根智子裁判官（2017年12月に選出、2018年3月から現職）などを輩出している。ICJについては、小和田^{ひさし}恒裁判官（2003年2月から2018年6月まで。2009年3月から

2012年6月まで同裁判所所長）の退任に伴い、2018年6月に行われたICJ裁判官補欠選挙において、日本から立候補した岩澤雄司東京大学教授が当選し、4人目の日本人裁判官として職務に就いている。これらの貢献を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。また、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、2015年4月に外務省国際法局に設置した国際裁判対策室を中心に、国際裁判手続に関する知見の増進や、国内外の法律家との関係強化を図ってきている。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の一つである。日本は、こうした国際ルールの形成に際し、個別の分野における交渉に積極的に参画する一方、国連等における分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映し、国際法の発展を実現するために、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会（ILC）や国連総会第6委員会での国際公法分野の法典化作業、また、ハーグ国際私法会議（HCCH）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）、私法統一国際協会（UNIDROIT）などでの国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みでのルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委員（上智大学名誉教授）が「大気の保護」の議題の特別報告者を務め、ガイドライン条文草案等の審議を通じて国際法の発展に貢献している。また、HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては神田秀樹学習院大学教授が12月の理事選挙で再選を果たしたほか、同月に行われたUNCITRALの構成国選挙でも日本は委員会設立以来の構成国として再び選出された。これに加え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であ

²⁸ ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる。



AALCO年次総会サイドイベント（10月10日、東京プリンスホテル）

るアジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に対して人材面・財政面で協力している。特に、2018年10月には、第57回AALCO年次総会を東京で開催し、紛争の平和的解決、海洋法といった重要なテーマについて、開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。

国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性等の啓発を行うとともに、次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している。20回目となった2018年には、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に、19か国65校から参加登録があり、15か国（日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム）の大学生が東京で開催された口頭弁論（本戦）に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競った。



国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」(8月、東京・外務省)

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課題である。安倍総理大臣は、2014年5月の第13回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）の基調演説で「海における法の支配の三原則」（①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために、力や威圧を用いないこと及び③紛争解決には平和的な事態の收拾^{しゅうしゅう}を徹底すべきこと）を提唱し、以降、日本は、これを一貫して主張してきた。例えば、2018年11月の第13回東アジア首脳会議（EAS）で、安倍総理大臣は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋がインド太平洋地域の平和と繁栄の礎であることを主張している。

海における法の支配の根幹となるのは、UNCLOSである。同条約は、日本を含む167か国（日本が国家承認していない地域を含む）及びEUが締結しており、公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海洋に関する諸原則や海洋の資源開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。特に、領海や排他的経済水域を始めとした分野に関する同条約の規定は、慣習国際法として確立していると広く受け入れられており、また、海洋における活動は同条約の規定に従って行われるべきとの認識が国際社会で広く共有されているなど、同条約は海洋秩序の安定及び発展の包括的な基盤となっている。

UNCLOSの下では、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野での法秩序の維持と発展のため、1996年にドイツ・ハンブルクにITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱っており、その重要性は増している。日本はITLOSの役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2人続けて輩出しているほか、一貫して最大の分担金拠出国となっている。

UNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会（CLCS）も、大陸棚延長制度の運用において重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの設立以来、委員を輩出し続けているなど（現在の委員は山崎俊嗣東京大学教授）、CLCSに対する人材面・財政面での協力を継続している。また、最近の動きとして、同じくUNCLOSに基づき深海底の鉱物資源の管理を主な目的として設置された国際海底機構（ISA）では、2018年に深海底の鉱物資源の開発に関する公正な規則の策定が開始された。日本は自国の立場が同規則に反映されるよう交渉に積極的に参画しており、また、以前から、深海底技術に関する途上国の能力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導する国との評価を得ている。2018年10月のAALCO年次総会ではサイドイベント「深海底資源開発技術の最前線」を開催し、国外から著名な国際法学者や実務家を招いて、日本が開発した海底資源探査や環境影響評価に関する技術などを各国に発信した。

さらに、2017年12月には、国連総会決議72/249により、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能な利用に関し、UNCLOSの下にある新たな国際約束を作成するための政府間会議を開催することが決定され、その第1回会合が2018年9月に開催された。日本政府としては、BBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう、積極的に議論に参加している。

(3) 政治・安全保障分野における取組

自衛隊と外国の軍隊との間の物品・役務の相互提供に係る決済手続等につき定める物品役務相互提供協定（ACSA）について、カナダ及びフランスとの間で協定に署名した。また、安全保障分野における国際協力を推進する上での基盤を整備するため、移転される防衛装備品や技術の取扱いに関し定める防衛装備品及び技術移転協定や、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の共有の基盤となる情報の保護措置に係る協定の更なる整備に、引き続き取り組んでいる。EU及びEU構成国との間では、政治・安全保障等の分野における将来にわたる協力の法的基礎として、戦略的パートナーシップ協定（SPA）を締結した。さらに、重要課題である日露間の平和条約の締結等に向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2018年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの広域経済連携の交渉を積極的に進めた。環太平洋パートナーシップ（TPP）については、11月に11か国による環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11協定）が署名され、12月に発効した。また、7月には日EU・EPAが署名され、12月に協定発効のための外交上の公文の交換が行われ、2019年2月に発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、世界貿易機関（WTO）の紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国

コラム

第57回 AALCO 年次総会を東京で開催して

アジア・アフリカ法律諮問委員会 事務局長 ケネディ・ガストーン

2018年10月8日から12日まで、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）の第57回年次総会が東京で開催され、私は光栄にも同総会の準備・実施の任務に当たりました。私にとって、AALCO事務局長として経験する2回目の年次総会でしたが、日本でAALCO年次総会が開催されるのは1994年に続き5回目でした。

AALCOは、国際法分野における諮問機関として、また、アジア・アフリカ諸国が共通の関心を有する法律事項について協力するフォーラムとして、1956年に設立されました。インド・ニューデリーに本部を置き、アジア・アフリカ両地域を対象とする国際法分野の唯一の政府間機関として、加盟国のニーズに応じて徐々にその活動の幅を広げてきました。設立当時にわずか7か国だった加盟国は現在47か国に増え、今日AALCOの役割はますます重要になっています。特に、両地域において法の支配を推進する上でその役割は重要性を増しています。日本は、原加盟国の一つとして、AALCO設立当時からその活動を支援してきました。

今年年次総会には、47加盟国中38か国、非加盟国6か国、六つの国際機関、及び四つのAALCO地域仲裁センターから合計200人近くが参加しました。年次総会に主賓として出席した河野外務大臣及び山下法務大臣は、AALCOが国際法の発展において貢献してきたことを振り返りながら、日本がAALCO設立以来積極的に関与してきたことを述べました。また、安倍総理大臣は、年次総会に出席した各国のハイレベル参加者による表敬を受けました。

今年年次総会に当たって、日本は、AALCO事務局と調整しながら、加盟国が国際法の重要事項を審議するための場となるよう周到な準備を進めました。これらの審議事項は、海洋法、国際紛争の平和的解決、国際貿易投資法、国連国際法委員会における審議事項、サイバー空間に関する国際法、パレスチナ問題に関する国際法上の問題といったものです。さらに、海洋法、国際刑事裁判所ローマ規程20周年（外務省主催）及び2020年に開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議（法務省主催）といった事項に関して、日本政府主催の関連イベントが開催されました。

年次総会における審議は焦点が絞られて充実したものとなり、加盟国による知見や経験の共有の場となりました。特筆すべきは、「紛争の平和的解決」という新たな事項が、日本の提案により、AALCO年次総会の議題として初めて取り上げられたことです。この新しい議題は、現在の国際的な傾向にかんがみて高く評価されました。今後AALCOの活動を推し進める新しい力になるでしょう。また、今年年次総会では、AALCOが加盟国のニーズにより的確に対応できるよう、加盟国が採択する勧告の形で、事務局長に対し年間活動計画をより柔軟に実施する権限を与えましたが、これも画期的なことでした。

さらに、今年年次総会における新たな取組として、ミゲル・デ・セルパ・ソアレス国連法務担当事務次長を始めとする国際法分野の主要な研究者や実務家をスピーカーとして招待し、議論を促しました。

そのほかにも、AALCOは国際海底機構（ISA）との間で、両機関の協力に関する覚書に署名しました。また、日本政府からは、国際法分野におけるAALCO加盟国の能力構築を支援するための新たなプログラムを翌年から立ち上げることが表明されました。これらは加盟国の能力構築のニーズに直接応えるものであり歓迎すべきことです。

このように、今回の年次総会では、加盟国にとって関連性の高い国際法上の課題について活発な審議を行うために、様々なイニシアティブが導入された点で素晴らしいものでした。このことは、AALCOがアジア及びアフリカの国際法に関する唯一の諮問機関として、その可能性を最大限発揮していく上で、重要な一歩であったと確信しています。今後も加盟国を支えていきたいと思いをします。



際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、海事、航空、労働、社会保障等の社会分野でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の交渉に積極的に参画し、また、これを締結している。例えば、漁業分野では10月に中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定に署名し、また、環境分野では、12月にモントリオール議定書2016年改正を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2018年現在、分担金全体の約16.5%を負担している。加えて、人材面においても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しており、2017年12月に行われたICC裁判官選挙では、日本から立候補した赤根智子国際司法協力担当大使兼最高検察庁検事が当選した。また、予算財務委員会において現職の小崎仁史委員が再選されたほか、被害者信託基金において野口元郎理事長が、裁判官指名諮問委員会において福田博委員がそれぞれの職務を務めるなど、ICCの活動に積極的に協力した。また、ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっている。日本は締約国会議の場を通じて、非協力問題に関するフォーカス・ポイント（窓口）やガバナンス問題研究グループの共同議長を引き続き務めるなど、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国と

の間で必要な証拠の提供などを一層確実に進めるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備にも積極的に取り組んでおり、刑事共助条約（協定）²⁹、犯罪人引渡条約³⁰及び受刑者移送条約³¹の締結を進めている。

7 人権

(1) 国連における取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連での人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブで会合が開催され（年3回の定期会合、合計約10週間）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。日本は、これまで、2006年6月から2011年6月（1期目・2期目）まで及び2013年1月から2015年12月（3期目）まで理事国を務めた。直近では、2016年10月の選挙で当選し、2017年1月から2019年12月まで理事国を務めている（4期目）。2020年1月からも理事国を務めるべく、2019年に行われる選挙に立候補している。

2018年2月及び3月に開催された第37会期のハイレベルセグメント（各国の主要な代表者による会合）では、堀井学外務大臣政務官がスピーチを行った。その中で、堀井政務官は、2018年は世界人権宣言採択70周年であり、日本として引き続き世界の人権保護・促進に取り組むと述べた。また、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、日本は第37回人権理事会においても、EUと共に北朝鮮人権状況決議案を共同提出する予定であると述べ、各国の理解と支持を求めた。さらに、韓国の代表団が慰安婦問題に言及したことを受け、これに反論し日本の立場を述べた。

²⁹ 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

³⁰ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

³¹ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

同会期では、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議が無投票で採択された（採択は11年連続）。同決議は、2017年の人権理事会決議を基に、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急に採ることを要求するとともに、北朝鮮による拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調した2017年の国連総会決議を想起している。さらに、同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性に留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することの期待の表明に加え、2017年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに、OHCHRに対し啓発活動等の強化を求めている。日本は、引き続き、国際社会における人権問題の解決のため、人権理事会における議論に積極的に参加していく。

人権理事会では、国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する普遍的・定期的レビュー（UPR）が実施されており、日本は2017年に第3回目となる対日審査を受けた。日本は、前回審査（2012年）以降の進展として、障害者権利条約、ハーグ条約、パレルモ条約及び人身取引議定書の締結や「女性が輝く社会」の実現、「一億総活躍社会」の実現等に向けた施策、国際社会における取組などについて説明を行うとともに、各国発言について日本の立場や政策を説明した。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、例年10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成に寄与している。

日本は、2005年から毎年、EUと共同で北

朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2018年も第73会期に同決議案を提出し、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された。同決議は、2017年の国連総会決議を基に、北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、その終結を強く要求し、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することを期待する内容となっている。さらに、2017年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに、OHCHRに対し啓発活動等の強化を求めている。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）についての議論にも積極的に参加した。これまでと同様、女性NGO代表を第73回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣するなど、市民社会とも連携しつつ、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ 世界人権宣言70周年

世界人権宣言は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、1948年12月10日、国連総会にて1か国からも反対されることなく（賛成48、反対0、棄権8、欠席2）採択された。2018年はその採択から70周年を迎えることを記念して、様々な会合が開催された。12月1日に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度70周年記念シンポジウム」においては、鈴木外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

エ 子どもに対する暴力撲滅

2018年2月、ストックホルムにおいて「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ

コラム 人権分野において国際社会で活躍する日本人①

人権委員会（自由権規約委員会）委員に選出されて

早稲田大学教授 古谷修一

2018年6月、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）により設置された人権委員会（自由権規約委員会）の委員に選出されました。国連は70年前の1948年に世界人権宣言を、さらにその理想を具体化するための条約として、1966年に自由権規約を採択しました。自由権規約は、生命に対する権利、身体の自由、公正な裁判の実現、思想・信条・宗教の自由、選挙・公務に参与する権利、そして法の前の平等など、いずれも民主主義と法の支配の実現にとって不可欠な権利や自由の保障を締約国に義務付けています。



人権委員会（自由権規約委員会）の主な任務は、こうした権利の保障状況について締約国から定期的に提出される報告書を審査し、また、これらの権利の侵害を訴える被害者からの通報を受理し検討することにあります。こうした役割から、委員会は履行を監視する「お目付け役」と考えられがちですが、私はむしろ締約国による履行努力を「見守り」、適切なアドバイスを与えて改善を後押しする存在と理解しています。人権は普遍的であり、それゆえに世界のどの地域、どのような文化・歴史・宗教の下でも等しく保障されなければなりません。しかし、一方で、各国は固有の政治制度を持ち、経済状態を抱え、文化的伝統を擁しています。こうした各国固有の状況を十分斟酌した上で、どのように人権の普遍性を訴え、実現していくか、そこに委員としての仕事の困難さとともに、醍醐味があると感じています。

4か月に及び選挙活動で140か国以上の代表の方々とお会いしましたが、そのなかで痛感したことは、締約国はもとより人権侵害を訴える被害者や市民社会を含めた広範なステークホルダーの声を的確にくみ上げ、粘り強い対話を繰り返していくことの重要性でした。どのような立場のものであれ相手の意見に真摯に耳を傾ける姿勢、共通の理解を追求する忍耐 — これは自由権規約が標榜する民主主義社会の基盤となる態度であると同時に、私自身が委員として堅持していきたい姿勢でもあります。

プ] (GPeVAC) 及びスウェーデン政府ほかの共催により「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」が初開催され、日本からは堀井学外務大臣政務官が政府代表として出席し、子どもに対する暴力の撲滅に向けて取り組む「パスファインディング国」入り等の積極的関与を表明した。また、2018年5月、日本のGPeVACの理事国入りが承認され、河野外務大臣が理事に就任した。さらに、日本は、同パートナーシップの活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、平成29年度補正予算で6.5億円を拠出し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業にイヤーマーク（使途指定）して人道支

援プロジェクトを実施してきた。日本は、引き続き国際社会と連携しつつ、国内外で子どもに対する暴力を無くすための取組を推進していく。

オ ビジネスと人権に関する国別行動計画

日本は、第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて積極的に関与しており、その一つとして、企業行動における新たな世界基準となりつつある人権の尊重に係る国別行動計画の策定に向けて取り組んでいる。この国別行動計画策定過程の第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策の現状を確認するた

め、現状把握調査を実施した。この国別行動計画の策定過程を通して、ビジネスと人権の分野における人権保護・促進が推進されると考えており、様々なステークホルダー（利害関係者）との議論を踏まえて引き続き取組を進めていく。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

2018年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第36回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、日本から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。日本は、1987年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は日本出身の3人目の委員となる。また、日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。8月にはジュネーブで人種差別撤廃条約の、11月には強制失踪条約の政府報告審査を受けた。

イ 国際人道法

ジュネーブでの国際人道法に関する政府間プロセスとして、日本は国際人道法の履行強化に関する議論に積極的に参加した。また、国際人道法の啓発の一環として、2016年及び2017年に続き、赤十字国際委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に講師を派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、日本は、人権の保護・促進のため二国間対話の実施を重視している。2018年2月には第5回日・ミャンマー人権対話（ネーピードー）、5月には第9回日・カンボジア人権対話（プノンペン）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし、2010年度から2018年度までに合計44家族174人が来日している。

第三国定住による難民受入れは、欧米諸国が中心となってきたが、日本がアジアで初めての受入国であることから、難民問題への日本の積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。来日後の定住先に関しては、これまでは主に首都圏の自治体を中心に運用してきたが、難民問題への全国的な理解促進等の観点から、首都圏以外の自治体での定住を積極的に進めており、2018年4月から第三国定住難民第8陣が広島県呉市及び神奈川県藤沢市で定住を開始した。

2015年度に開始した本格実施以降、難民を取り巻く国際情勢等は大きく変化している。これを受け、第三国定住事業の受入れ対象の拡大等を議論するため、2018年10月、難民対策連絡調整会議において、「第三国定住による難



生活・安全面等に関するオリエンテーションを受講する第三国定住難民
(写真提供：難民事業本部)

民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」の設置が決定された。この検討会において、有識者等の意見を聴取し、関係省庁及び有識者で議論の上、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等について検討を行っている。

8 女性

(1) G7シャルルボワ・サミット

G7シャルルボワ・サミット（カナダ）では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられた。首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女兒・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために2億米ドルの支援を発表した。

(2) G20ブエノスアイレス・サミット

G20ブエノスアイレス・サミット（アルゼンチン）では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップ（男女格差）の解消、職業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。2017年7月のG20ハンブルグ・サミット（ドイツ）の際に立上げが発表され、日本が5,000万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

(3) 国際女性会議 WAW!

日本は、女性の活躍推進のための日本の取組を国内外に発信するとともに、女性をめぐる様々な課題について、政治、経済、社会分野の

第一線で活躍する国内外のトップリーダーが議論する場として、2014年から国際女性会議 WAW!を開催している。5回目となるWAW!は2019年3月にG20のエンゲージメント・グループ（国際社会におけるステークホルダーにより形成された政府とは独立した団体）の一つであるW20と同時に開催した。

第5回WAW!のテーマは「WAW! for diversity」で、持続可能な開発目標（SDGs）に謳^{うた}われた「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けては、あらゆる視点を取り込んでいくことが重要との認識の下、現在の日本社会及び国際社会が抱える今日的な課題について、女性の視点を中心に議論を行った。「地方活性化と雇用創出、そのためのリーダーシップ」、「多様性を育てるメディアとコンテンツ」、「女性の参画と紛争予防・平和構築・復興」、「多様性を成長に：企業経営や職場環境」、「家族の未来：頼る・活かす・分かち合う」などのトピックについて議論した。



第5回国際女性会議WAW!でスピーチするマララ・ユスフザイさん
(2019年3月23日、東京)



第5回国際女性会議WAW!での議論の様子
(2019年3月23日、東京)

また、W20では「ジェンダーギャップの解消を通じた新しい成長のカタチ：女性のエンパワメントを実現するガバナンスとは」、「女性起業家が創る新しい市場価値」、「ジェンダー投資：世界の新潮流」、「デジタル時代のジェンダー平等」、「患者や介護者としての女性の就業：健康格差の是正による男女平等と労働参加の向上」、「労働におけるジェンダーギャップを解消する：ハッピーなワークとライフの実現へ」について議論した。

(4) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は2016年5月に、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5,000人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表明し、着実に実施した。また、同2016年12月に開催された第3回国際女性会議WAW!で、安倍総理大臣は、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①女性の権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施した。これらに加えて、2018年のG7シャルルボワ・サミットでは、途上国の女兒・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のため2億米ドルの支援を発表した。

(5) 国連における取組

ア 国連女性の地位委員会

3月に第62回国連女性の地位委員会(CSW)が開催され、日本からは、山下内閣府大臣政務官を首席代表に、田中由美子日本代表、各府省庁、国際協力機構(JICA)及びNGOから成る代表団が出席した。会議では、「農山漁村の女性と女兒のジェンダー平等とエンパワメント達成のための課題と機会」を優先テーマに議

論が展開された。田中代表は、一般討論演説で、家族の話し合いをベースに給与や休暇などを取り決める家族経営協定の推進といった国内の取組をアピールした上で、アフリカにおけるジェンダー啓発活動などの国際的な支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、農村や地域の女性を含めた全ての女性に対する暴力の根絶に向けた取組の重要性を強調した。

イ UN Women

2018年の国連女性機関(UN Women)に対する拠出金は、約2,366万米ドルで、シリア難民女性のエンパワメント(能力・地位の向上)やアフリカにおける暴力過激主義対策などに使用されている。UN Womenでは、ジェンダー平等のために男性・男児の関与を呼びかける「HeForSheキャンペーン」を実施しており、同キャンペーンを加速させる10人の首脳の一人として、安倍総理大臣が選出されている。今後とも同機関との連携を一層深めていく予定である。

ウ 性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題であり、加害者不処罰の終焉^{しゅうえん}及び被害者を支援していくことが重要である。21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に積極的に取り組んでおり、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所といった国際機関との連携、国際的な議論の場への参加を重視している。

日本は、2018年、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、110万米ドルの財政支援を行い、イラクと中東アフリカ諸国の警察・司法能力強化などに貢献している。さらに、国際刑事裁判所(ICC)の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、累計約75万ユーロの拠出中約55万ユーロを紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク(使途指定)し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

Ⅰ 女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security : WPS）

より効果的に平和な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和維持・構築のあらゆるフェーズで女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要である。このため、日本は、国連安保理決議第1325号女性・平和・安全保障及び関連決議の履行に向けた「行動計画」を2015年に策定し、2016年から同計画を実施するとともに、そのモニタリング及び評価を行っている。2018年7月にはその成果として第2回の年次報告書を公表した。また、同計画には策定から3年後に改訂を行うことが明記されており、2019年3月に改訂版を策定した。日本は行動計画に沿って、主にUN Womenや紛争下の性的暴力担当国連事

務総長特別代表事務所などの国際機関への拠出によりWPS分野へ貢献している。2018年のカナダにおけるG7トロント外相会合では、G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブの立ち上げにG7外相として一致した。日本はスリランカをパートナー国として、2019年からスリランカのWPS分野の実施を支援していく。

Ⅱ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会に委員を輩出している。2018年6月にニューヨークの国連本部で開催された第20回女子差別撤廃条約締約国会合では、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。

コラム 人権分野において国際社会で活躍する日本人②

女子差別撤廃委員会委員に選出されて

亜細亜大学教授 秋月弘子

2018年は、世界人権宣言の採択70周年でした。そして2019年は、女子差別撤廃条約の採択40周年です。これらの記念すべき年に女子差別撤廃委員会（CEDAW）委員として選出され、委員としての仕事を始められることを、私は大変光栄に思います。

全ての女性・女兒が、自分の望む生き方を選択することができ、自分のなりたい自分となることのできるような世界をつくるのが私の願いです。けれども、条約採択後40年も経つのに、世界中で女性差別が残っています。法令上の平等だけでなく、事実上の平等の観点からも問題の本質を明らかにし、条約の実質的、実効的な実施を確保するためのお役に立ちたいと思っています。

CEDAWの主な任務は、条約の実施に関する進捗状況を検討するために、各締約国から提出された報告書を審査することです。条約実施の主役は各締約国であり、委員は条約実施を助ける脇役です。委員として、各締約国から条約の国内実施状況、及び、困難な問題がある場合にはその問題について、十分に意見を聞きたいと思っています。同時に、女性・女兒も権利の主体であること、したがって、権利と自由に関する教育を行うことにより女性・女兒のエンパワーメントが必要であること、及び、政策決定の際には女性の意見を十分に反映させるために女性の参加を確保することが必要であることなどを、建設的な対話を通して各締約国と共に考え、伝えていきたいと思っています。さらに、市民社会との対話を通して十分な情報を得て、また、女性・女兒から直接意見を聞くなどして、バランスの取れた公平な見解を示せるよう努力したいと思っています。

CEDAWの委員として、全ての人、特に女性と女兒が、自由で、尊厳と権利とにおいて平等な社会の構築に貢献できるよう努力させていただきます。

